

No. 3.

契約書簡



エンドレス用地打切契約書

共同石炭鉱業株元会社日吉鉱業所を甲とし、貸地主を乙として、昭和43年6月5日締結したエンドレス用地退還契約書(以下前契約という)について下記の通り改め、打切契約を締結する。

記

第1条(再度打切契約の趣旨)

前契約に基づき本件借地は完全に返還され、又乙が譲渡した昭和43年7月20日改正鉱業株元会社(以下同という)にてエンドレス現形のまま甲にて引継ぎ、単独にて甲への完全譲渡の確約書が乙へ提出され、凡そ互に月消解決をしたものがあるが、甲と乙との間に締結された鉱料水取契約書中の甲より甲へ無償譲渡した排水施設のバイパス数量について、表の按割より差額があるエンドレス使用の問題にまで波及したため、ここに再度打切契約を甲、乙間で締結する。

第2条(乙及び前乙のソウ及び甲、丙のソウの)

エンドレス使用の問題は、乙及び丙の確約事項であり、乙は再び丙と締結したエンドレス使用の再確約を得た事であり、甲は甲及び丙間の鉱料水取契約のバイパスについて、甲の不足数量の代償として金 五萬四百円を甲へ支払する。

第3条(43年度減収補償の金算)

丙が乙に譲渡した借地と共にエンドレス用地の43年度の減収補償については、丙の支払が延期された為損金ありの一時甲が乙にその補償金七萬五千元及び丙七拾月を乙に支払する。但論乙は減収補償を早急に解決し、遅延を甲へ請求する。本条は43年度金に限り特別措置である。

但し乙は責任を以て甲、丙間のバイパス補償を本条の金額(五萬四百円)にて解決することを確約する。

第4条(エンドレス用地打切)

本件打切により、今後エンドレスに前する一切の事項については乙にて解決し甲の責任がないことを確約する。例え類似の事項発生により丙又は丙乙より如何なる申入があつても、一切甲には関係ない。

第5条(公正証書同発)

前契約及本契約の甲乙丙の顔見あひを以てあり、乙が公正証書の手続をなすことに甲、乙共、同意する。

以上契約の証として本書を通を作成し、各一式を提出する。

昭和43年10月9日

福岡県香濃郡 南条町 大字 田
(甲) 共同石炭鉱業株元会社 日吉鉱業所
所長 吉川茂明

福岡県香濃郡 南条町 大字 田

(乙) 地主 西田繁枝 地主 大山義正
野見山益生 野見山珠七
野見山北次 西野士志
松尾隆雄 大木市三郎
荒巻善次郎

関係人 関保弘公人 長谷川光明

番号	内容	摘要
10	〃 〃	
9	〃 〃	
8	〃 〃	
7	〃 〃	
6	〃 〃	
5	〃 〃	
4	〃 〃	
3	〃 〃	
2	〃 〃	
1	〃 〃	
20	〃 〃	
19	〃 〃	
18	〃 〃	
17	〃 〃	
16	〃 〃	
15	〃 〃	
14	〃 〃	
13	〃 〃	
12	〃 〃	
11	〃 〃	



番号	内容	摘要
50	大田の山麓に山	大田の山麓に山
49	山	山
48	新島原市河津地区	新島原市河津地区
47	五島列島の南端に山	五島列島の南端に山
46	日吉原の南端に山	日吉原の南端に山
45	大田の山麓に山	大田の山麓に山
44	大田の山麓に山	大田の山麓に山
43	大田の山麓に山	大田の山麓に山
42	大田の山麓に山	大田の山麓に山
41	大田の山麓に山	大田の山麓に山
番号	内容	摘要
60	大田の山麓に山	大田の山麓に山
59	大田の山麓に山	大田の山麓に山
58	大田の山麓に山	大田の山麓に山
57	大田の山麓に山	大田の山麓に山
56	大田の山麓に山	大田の山麓に山
55	大田の山麓に山	大田の山麓に山
54	大田の山麓に山	大田の山麓に山
53	大田の山麓に山	大田の山麓に山
52	大田の山麓に山	大田の山麓に山
51	大田の山麓に山	大田の山麓に山

共

86

永期

昭和40年11月20日

日本鉄道建設公団下関支社長

堀 木 一 郎 殿

共同石炭鉱業(株)日吉鉱業所

所長(代) 山 崎 久 孝

加賀原御鉄道橋に付うエントレス

欄の移設工事(第一期)竣工届

本年7月12日付下支サの第503号で協
定書を締結しました事項の第一期工事は10
月1日下文函第773号にて工事期限の延
長を認可されていましたがサの年11月20
日に竣工致しましたので御届け致します。

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

福岡県豊前市日吉町
電話 大関 一五 郵便 四〇〇番

08

大
目
録

共

日 本 鉄 道 公 司 下 関 支 社 長

鉄道支向工部局事務局長
堀 本 一 郎 殿

池田港日（株）池田港日（株）
堀 本 一 郎 殿

池田港日（株）池田港日（株）
堀 本 一 郎 殿

池田港日（株）池田港日（株）
堀 本 一 郎 殿

池田港日（株）池田港日（株）
堀 本 一 郎 殿

昭和40年11月20日

日本鉄道建設公団下関支社長

堀 本 一 郎 殿

共同石炭炭業（株）日百炭業所

所長（代）山崎久幸

池田港日（株）池田港日（株）
堀 本 一 郎 殿

池田港日（株）池田港日（株）
堀 本 一 郎 殿

工事費用支払請求内訳

種 別	金 額
仮設工事	200,000 円
路盤工事	440,000 "
橋樑工事	3,120,000 "
築物工事	333,600 "
使用水パイプ移設工事	13,800 "
エンドレスロープ移設工事	22,000 "
電気移設工事	275,600 "
軌条移設工事	1,165,800 "
橋樑明渠掘削工事	56,700 "
監督費其の他	253,700 "
計	61,727,600 円

239,000

1,807,600

1807.600
+ 140.000
1,947.600

08

日 05 月 11 日 04 期

発注文書 日本鉄道建設公団

明後日 (朝) 新築橋脚工事
大 山 (朝) 新築橋脚工事

05 月 11 日 04 期

新築橋脚工事 (第一) 新築橋脚工事

この工事の工費は、日本鉄道建設公団の工事費に
て、工事費の算定に供するものとする。
て、工事費の算定に供するものとする。
て、工事費の算定に供するものとする。

品名	数量	単価	金額
000001	1	100000	100000
000002	1	100000	100000
000003	1	100000	100000
000004	1	100000	100000
000005	1	100000	100000
000006	1	100000	100000
000007	1	100000	100000
000008	1	100000	100000
000009	1	100000	100000
000010	1	100000	100000
000011	1	100000	100000
000012	1	100000	100000
000013	1	100000	100000
000014	1	100000	100000
000015	1	100000	100000
000016	1	100000	100000
000017	1	100000	100000
000018	1	100000	100000
000019	1	100000	100000
000020	1	100000	100000



日本鉄道建設公団

下支第 273 号

40.11.10	40.11.10	40.11.10	40.11.10
40.11.10	40.11.10	40.11.10	40.11.10
40.11.10	40.11.10	40.11.10	40.11.10
40.11.10	40.11.10	40.11.10	40.11.10

共同建設株式会社 日吉営業所
所長代理 山崎久孝 殿

日本鉄道建設公団下支社長

梅本 一郎

後援東京鉄道建設に伴うエントランス増設
工事の協定書中一部変更について

時下秋分の候、貴社にはますますご盛業のこととお喜び申し上
げます。

さて、本年9月30日付でお申し送しの工事協定書につきましては、
了承いたしましたので協定書中 20 条を別紙のとおり変更いた
しますので、別紙一部変更協定書に御印のうえ 1 部返送願います。



共

昭和40年9月30日

日本鉄道建設公団下関支社長

梅 木 一 郎 殿

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱山所

所長 (代) 山 崎 久 様

油気取組鉄道建設に伴うエンドレス鋼の
移設工事延期届

敬記の件に関し昭和40年7月12日付にて協定書を
締結し工事の竣工期限を40年9月30日迄としてお
りましたが、町道傍のヤロバフタ及湯水ポンプ室等、
他産業の施設が9月27日撤去された状態で、従つて
当方の工事が9月28日より機械基礎工事を実施する
等、大層な期限延長の必要が生じたので本件の工
事竣工期限を 昭和40年11月30日迄に
延期致したく右欄照い申上げます。

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱山所
梅 木 一 郎 殿
電話大関一室 08401005

共

日本鉄道建設公団

昭和40年7月12日
日本鉄道建設公団

第一水計

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団

昭和 年 月 日

日本鉄道建設公団	昭和40年7月12日
----------	------------

庶務

共同石炭鉱業株式会社 日本鉄業所長
南田 義雄 殿

日本鉄道建設公団 下関支社長
梅 木 一 郎

液状炭酸鉄道建設に伴うエンドレス鋼の
移設について

本年5月22日付下文40第199号で御会同年6月19日付
で回答に致しました係題については、貴設計の内容で異議ありま
せんから別紙協定書により協定のうえ施行方々取り計らい願いま
す。

なお、ご異存なければ、異印のうえ1通ご返送願います。



共刊百篇其為海內外大書日青道謝黃

[illegible]

施 放 書

日本鉄道建設公団施行の油洲原線快速新線建設に伴い支障となる共同石炭炭業株式会社日吉炭業所エンドレス維持管工事（以下「工事」という。）の施行その他について日本鉄道建設公団下関支社長梅木一郎を甲とし、共同石炭炭業株式会社日吉炭業所長梅田義雄を乙として次のとおり協定する。

(位置及び設計)

第1条 工事の位置及び設計は別紙図書のとおりとする。

(工事区分及び施行)

第2条 工事は第1期（エンドレス継付管）及び第2期（旧エンドレス継管原形復旧、杭木横倒場敷設と整地及び機械設備の移設並びに送水管移設）に区分するものとし、乙において施行するものとする。

(用地の借入れ及び原形復旧)

第8条 工事に必要な用地の借入れ等（費用は乙の負担）はこの
名義で行うものとし、新旧アドレス使用開始後の原形復旧
（旧アドレス敷原形復旧費用は甲負担、新アドレス敷原形
復旧費用は乙負担）は乙が行うものとする。

8 乙がエンドレス機能に使用する日本鉄道建設公団用地は有償とし別途契約するものとする。

(費用及び負擔)



二
十
七
第
三
條
第
三
項
第
三
項

第4条 工事に要する費用は第3条の乙負担を除き全額甲の負担とする。

第5条 第1期工事に要する費用は別紙別紙予算内訳書のとおり総額概算金1,876,000円をとし、第2期工事に要する費用は別途乙は甲に提出するものとする。

(費用の支払方法及び計算)

第6条 甲は前条費用を第1期及び第2期工事しゅん功の都度乙の支払請求書2通(内訳書添付)によりすみやかに支払うものとする。

(設計変更)

第7条 工事の著しい設計変更により工事費に変更をきたす場合はあらかじめ協議するものとする。

(財産の帰属)

第8条 工事しゅん功後の付替アドレス線は乙に帰属するものとする。

第9条 前項施設物の保守は乙において行うものとする。

(設備物の処理)

第10条 工事施行に伴い発生した撤去物は本工事に再使用又は乙において取得するものとする。

第11条 前項撤去物の価格については工事費をもって精算するものとする。

(損害の負担)

第12条 工事施行に伴う損害(第三者に与えた損害を含む)は、乙の負担とする。

(工事のしゅん功期限)

第13条 工事のしゅん功期限は第1期工事を昭和40年9月30日までに第2期工事を昭和40年12月31日までとする。

(その他)

第14条 前各条に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して処理するものとする。

以上、協定の証としてこの協定書2通を作成し甲、乙各1通の記名を封印のうえ、各自1通を保有する。

昭和40年7月12日

甲 日本鉄道建設公団下関支社長 海 木 一 郎

乙 共同石炭鉱業株式会社日吉鉱務所長

梅 田 義 雄

第1期工事（エンドレス継替）予算内訳書

種 別	金 額	備 考
仮 設 工 事	200,000	
路 盤 工 事	440,000	
機 械 工 事	212,000	
運 物 工 事	311,000	
使用水パイプ移設工事	11,000	
エンドレスロープ切替工事	22,000	
電気移設工事	29,000	
軌条布設工事	116,000	
機械軌条搬去工事	54,000	
監 督 設 計 等 の 他	211,000	
計	616,000	

日本鉄道建設公団

下支40第 100号

昭和40年3月22日

奥阿石炭鉱業株式会社
日吉鉱業所長 殿

日本鉄道建設公団下関支社長



南関原線軌道建設に伴うエンドレスロープ
移設について

昨下関奉の候、貴社にはいよいよご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、かねて打合せのとおり当支社所轄の南関原線軌道建設に伴い、国鉄南関線連絡施設の貴社エンドレスロープが別紙図面のとおり交換いたしますので、至急これが移設方お取り計らい下さいませうお願いいたします。

なお、ご承諾のうちはこれが経費は当支社において負担いたしますので、設計書及び所要経費内訳書至急ご送付願います。

かつて、工事の施行は昭和40年7月末までに完了するよう併せてお願いいたします。

本日新築公団

支下0000000000

目録表の0000000000

仮	工	0000000000
路	工	0000000000
機	工	0000000000
機	工	0000000000
使用水	工	0000000000
エンドレ	工	0000000000
電気	工	0000000000
軌条	工	0000000000
機	工	0000000000
機	工	0000000000

社会大労働組合連合会
東京労働組合



本日新築公団支下

の0000000000と0000000000
0000000000

0000000000

主J車0000000000の0000000000、0000000000

。主

0000000000の0000000000の0000000000、

0000000000の0000000000の0000000000、

主J車0000000000の0000000000、

。主J車0000000000

J車0000000000の0000000000の0000000000、

。主J車0000000000の0000000000、

主J車0000000000の0000000000、

。主J車0000000000

図面 8 葉

工事見積内容書1部

— G—
油 須 原 線 鉄 道 建 設 に 伴 う
エ ン ド レ ス 線 の 移 設 工 事

(工事見積内容書)



売 切 炭 鉱 業 株 式 会 社
日 吉 鉱 業 所

① 仮設工事

NO. _____

品名	仕 様	数量	単 価	金額	備 考
仮設工事	臨時倉庫	1		200,000	
内訳下記通り					
物品費	臨時倉庫	㎡	46	1,500	69,000
	大工賃 仮所	"	40	500	20,000
	備地料	坪	100	60	6,000
	計			95,000	
労務費	臨時倉庫	人	10	1,500	15,000
	大工賃 仮所	"	4	1,500	6,000
	手板	"	15	800	12,000
	仮設車道	㎡	1		8,000
	計			41,000	
運搬費	トラック			28,000	
	計			28,000	
その他				36,000	
	計			36,000	
合 計				200,000	

② 路盤工事

石種	品名	仕録	数量	単価	金額	摘要
	根 堀	70 ³	32.2	580	18,696	
	基礎 基石	"	5.5	2,100	11,550	
	墓石	"	13.4	1,700	22,780	
	コンクリート 土留壁	30 ³ m	30.5	2,940	89,670	
	"	45 ³ m	"	10.8	3,870	41,776
	型 枠 工	"	128 ³	800	102,400	
	鉄筋コンクリート	70 ³	4.1	6,870	28,187	
	鉄筋コンクリート	"	10.4	8,580	89,232	
	造 土	"	35.5	720	25,560	
	計				668,951	≠ 668,900

③ 棧橋工事

NO

石稱	品名	比根	数量	単価	金額	摘要
	根 堀	m ³	69.5	580	34,830	
	基礎 砕石	"	13.5	2,100	28,350	
	矢 板 工	m ²	14.6	860	12,556	
	基礎 杭打	本	86.2	2,200	179,200	
	型 枠 工	m ²	159.8	800	124,640	
	無筋コンクリート	m ³	32.2	6,070	195,434	
	鉄筋コンクリート	"	18.7	8,580	160,446	
	木造 拱橋	m	66.1	37,520	2,472,672	
	計				3,124,028	3,124,028

建 物 工 事

NO. _____

名 称	品 名	仕 样	数 量	單 價	金 額	備 考
計	解体移		m ² 52.4	6,790	355,796	
					355,600	
	内	式				
	地盤基礎	式	1		28,000	
	建物解体	m ²	52.4	4,380	227,900	
	掃足材	m ³	1.6	15,000	24,000	
	運搬費	式	1		15,000	
	諸 費				63,896	
	計				355,796	
			$355,796 \div 52.4 = 6,790 \text{ 円/m}^2$			

⑤ 使用水パイプの管移設

NO

名称	品名	仕様	数量	単位	金額	備記
材料費	1/2インチパイプ	π	120	58	6,960	
労務費	パイプ工	人	6	1,000	6,000	
計					12,960	
諸手費					2,881	
合計					15,841	15,800

昭和27年 7月 10日

昭和27年

⑤ エンドレス
ロープの切替工事

NO

名稱	單位	數量	單價	金額
學膳費	伙食費	伙食	人	10 1000 10,000
		伙食	人	10 800 8,000
	計			18,000
	衛生費			2,960
	合計			21,960 = 22,000

⑦ 電気設備変更工事

NO ⑦-1

名称	品名	仕様	数量	単価	金額	摘要
	丸形銅線	4.5x7 本	7	4,200	29,400	
	松材	8.0x2.1 〃	7	700	4,900	
	既水	0.7x0.9x1.5 〃	6	700	4,200	
資		9.0x0.9x1.5 〃	23	500	11,500	
	龍線	0W 40 ^{mm} m	450	56 ⁰⁰	25,200	
		0W 26 ^{mm} 〃	1050	22 ⁰⁰	24,465	
	絶縁ケーブル	22 ^{mm} 〃	35	800	28,000	
材	スチールパイプ	8 ^{mm} 〃	35	550	19,250	
	ビロウパイプ	2x2 〃	744	80	75,200	
	室外パイプ	〃	2	1,000	2,000	
	電線鉄線	#3 kg	70	50	3,500	
費	タレマ端子	〃	4	3	1200	
	角圧ビロウ	〃	6	168	948	
	角圧ビロウ	〃	18	55	990	
	角圧パイプ	銀 66	101	5.656	5,656	
	其他材料				10,000	
	小計				179,268	
労務費	電工工	人	45 ⁰⁰	1,100	71,500	
	合計				250,768	
	諸手費				63,169	
	総合計				313,936	

NO. 3111 11 11 11 11

25.5.18

⑦ 電氣設備變更工事

NO. ⑦-2

品名	仕様	数量	単位	金額	備考
電線		2	m	5042	
電線	K	224	290	6,264	
小計				11,306	
差引合計				294,600	294,600

⑧ 軌条布設工事

NO. ⑧-1

品名	品名	仕様	数量	単価	金額
	軌条	10K(50m) 600m	4	6,000	24,000
	ベエシー	10K用	292	90	19,880
	モール	10K用	864	8	4,512
物	スパイア	15K(100mm)用	93	63	2,709
	+	10K(100mm)用	115	63	2,245
	道中材料	ボルト入	7	3300	5,610
	曲シフ	橋枕用	56	3100	172,600
品	曲シフ	花型	28	1,990	55,720
	+	花型	28	1,935	54,180
	曲シフ	ヤト	56	510	28,560
	シフ割	ピン	86	10	560
費	枕道中	巾	7	250	2,500
	木製道中	巾	20	80	1,600
	道中	シフ	30	20	600
	差リンク	1/2	7	520	2,640
	木製	1/2	92	20,200	4,000
	枕	木	2,700	10,000	27,000
	+	枕	2,400	20,000	48,000
	小計				754,766
労務費	軌条布設	10K(320m)	320	800	192,000
	合計				946,766
	諸聖費				210,853
	合計				1,157,619

NO. ⑧-1 1/2 1/2 1/2

NO. ⑧-1

⑧ 輓糸布設之事

NO ② - 2

名称	单位	数量	单价	金额	备注
钢筋费					
钢筋工	元	80	1500	120000	
钢筋的运费	元	82	1500	123000	
钢筋的运费	元	245	800	196000	
钢筋的运费	元	8	1500	12000	
合计				451000	

品名	规格	数量	单位	单价	金额
钢筋	Φ10	100	kg	1.20	120.00
水泥	42.5	100	kg	0.80	80.00
砂	中	100	kg	0.50	50.00
石子	20	100	kg	0.60	60.00
木材	Φ100	100	kg	1.50	150.00
油漆	红丹	100	kg	1.00	100.00
人工	综合	100	kg	1.00	100.00
合计					640.00
钢筋	Φ10	100	kg	1.20	120.00
水泥	42.5	100	kg	0.80	80.00
砂	中	100	kg	0.50	50.00
石子	20	100	kg	0.60	60.00
木材	Φ100	100	kg	1.50	150.00
油漆	红丹	100	kg	1.00	100.00
人工	综合	100	kg	1.00	100.00
合计					640.00

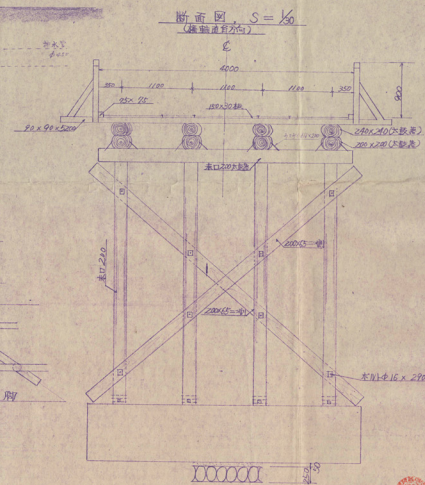
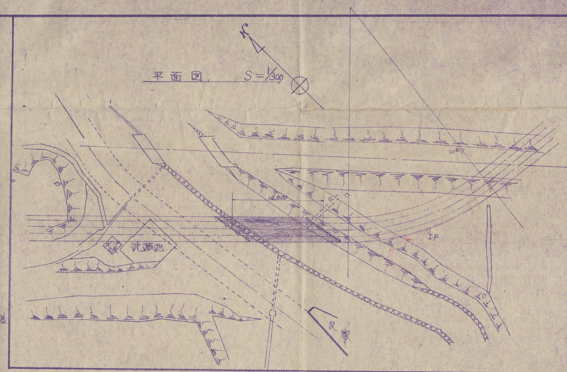
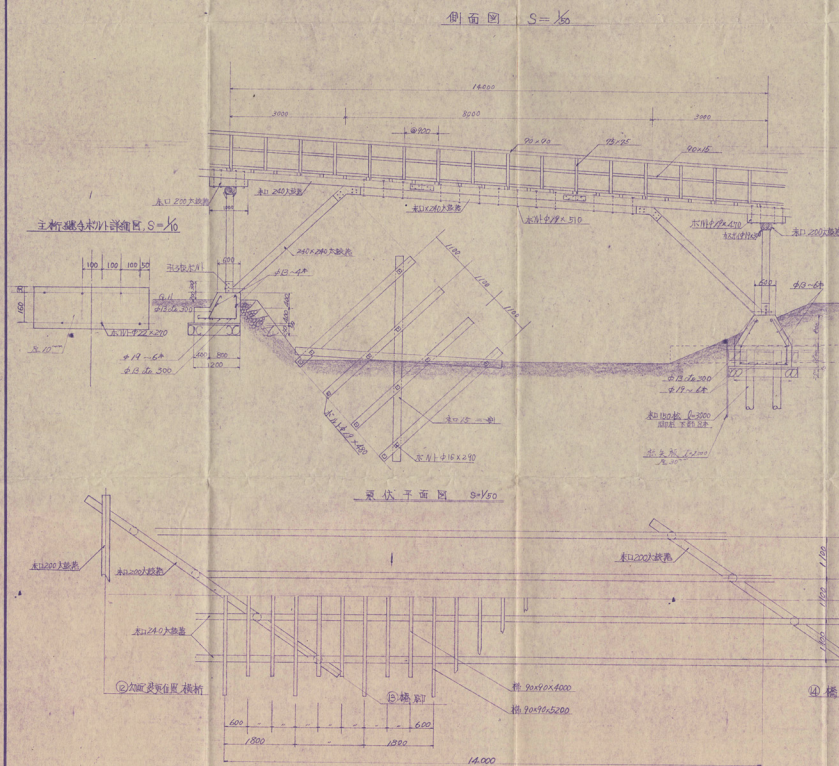
⑩ 监督设计费

NO.

项目	人数	天数	金额	摘要
监督费	1名	2月 24日	$2500 \times 2 = 5000$	1. 监督费 2. 设计费
设计费	2名	15日	$1500 \times 2 \times 15 = 45000$	1. 设计费 2. 设计费
测量费	5名	7日	$1000 \times 5 \times 7 = 35000$	1. 测量费 2. 测量费
纸张费	2名	7日	$250 \times 2 \times 7 = 3500$	1. 纸张费 2. 纸张费
	2名	2日	$500 \times 2 \times 2 = 2000$	1. 纸张费 2. 纸张费
		计	50300	1. 纸张费 2. 纸张费
室内设计费 (包括材料)	5名	15日	$700 \times 5 \times 15 = 52500$	1. 室内设计费 2. 室内设计费
室外设计费	2名	15日	$1000 \times 2 \times 15 = 30000$	1. 室外设计费 2. 室外设计费
	2名	15日	$1000 \times 2 \times 15 = 30000$	1. 室外设计费 2. 室外设计费
	2名	15日	$1000 \times 2 \times 15 = 30000$	1. 室外设计费 2. 室外设计费
		计	20570	1. 室外设计费 2. 室外设计费
合计			$253220 = 253,220$	

NO. 311 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50.

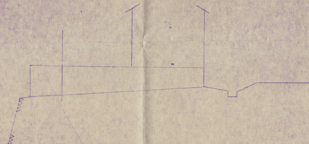
28 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50.



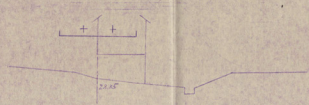
設計変更	工事件名	日産自動車工場の増設工事	御承認
	図面内容	スパン・Hの修正	
		図面番号	8

日吉炭鋤機橋計重牙面圖 $S = \frac{1}{1000}$

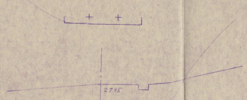
0°



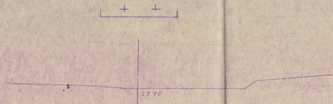
12°30'
(K.L. 27.28)



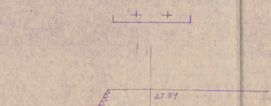
20°
(K.L. 27.35)



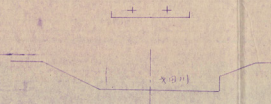
30°50'
(K.L. 27.40)



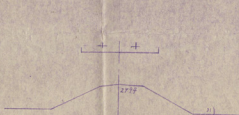
40°
(K.L. 27.45)



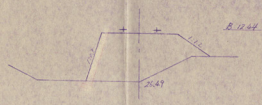
50°
(K.L. 27.50)



60°
(K.L. 27.55)



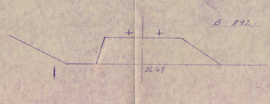
65°
(K.L. 27.6)



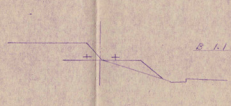
70°
(K.L. 27.65)



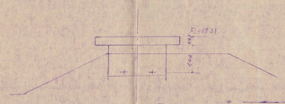
77°10'
(K.L. 27.7)



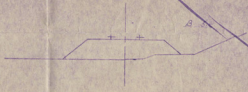
84°23' (B.C.)
(K.L. 27.75)



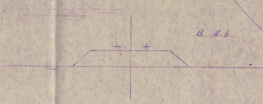
89°37' (引揚断面 1°0'10")
(K.L. 27.80)



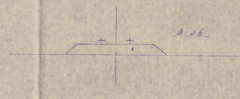
100°
(K.L. 27.85)



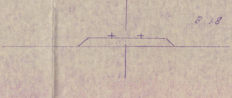
110°
(K.L. 27.90)



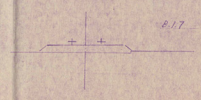
120°
(K.L. 27.95)



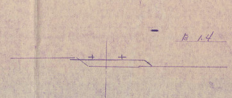
130°
(K.L. 27.98)



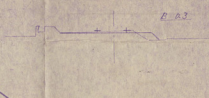
140°
(K.L. 27.99)



148°21' (B.C.)
(K.L. 27.99)



152°15' (B.C.)
(K.L. 27.99)

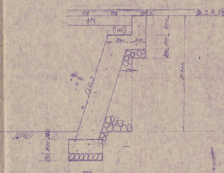


160°15' (B.C.)
(K.L. 27.99)



設計者	監製者	校對者	圖號
田中 吉雄	田中 吉雄	田中 吉雄	533

65" 土留 擁壁
S. 1/40

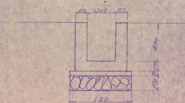
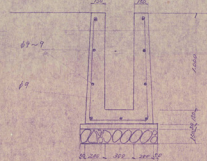


75"左土留擁壁
 $S = 1/2a$

標準跡面図(延長12.0^m)

橡单断面图

正通圓

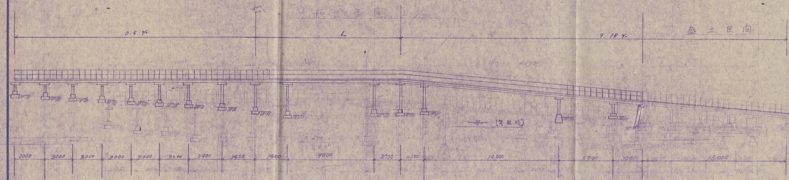


平面图

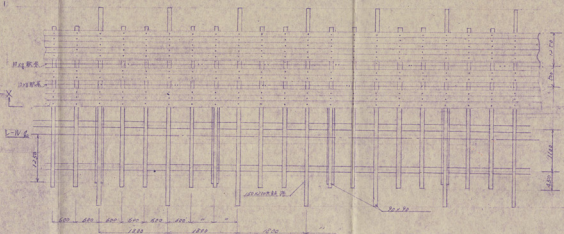


資料交受	工事件名 日本炭礦工業株式會社 領内内容 開採 土曜	御承諾
	③ 急務 急務	日付 昭和 年 月 日 印 8 7

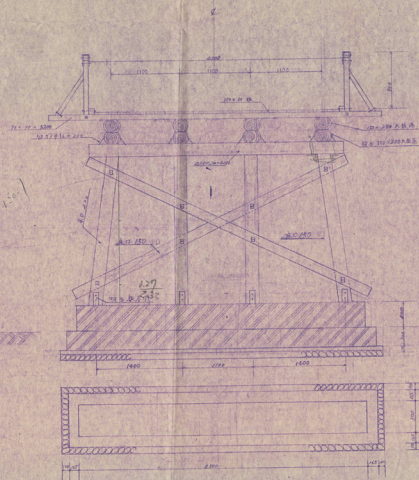
一般断面图 S=1/100



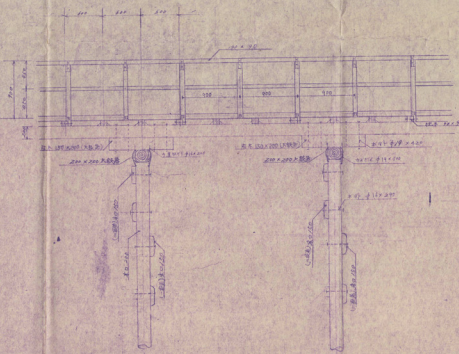
平面图 S=1/100



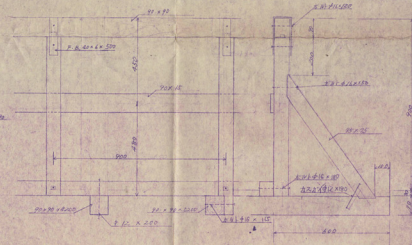
标准断面图 S=1/6



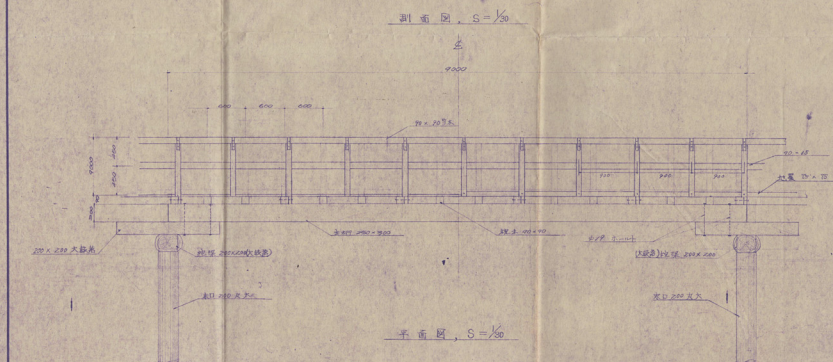
X-X断面图 S=1/6



高欄詳細图 S=1/6



设计单位	工程名称	设计人	审核人
设计日期	工程地点	设计日期	审核日期
设计人	工程负责人	设计人	工程负责人
设计人	工程负责人	设计人	工程负责人



設計変更	工事件名	日吉堤エドリス緑地整備	御承認
	図面内容	スパン7m、真1番、真2番、平面図	頁数
			図面番号
			全 8 枚
			5号

昭和
年
月
日

86
期

下関市大和町貿易ビル五階

日本鉄道建設公団下関支社

電話（代表）下関六六一〇六四四番

共

86
才三期

昭和41年5月18日

日本鉄道建設公団下関支社長

楠 木 一 郎 殿

共同石炭鉱業株式会社

日 吉 鉱 山 所

所長 (代) 山崎 久孝

池田車庫鉄道建設に伴うエンドレス
駅の移設第二期工事竣工証

貴方の件に関して昭和40年12月16日付下支
総第488の2号で、協定書を締結しました第二期
工事は、41年3月30日付下支総第491号にて工
事関係の紙巻を認可されていましたが、41年5月
15日竣工しましたので、領函付致します。

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所

福岡県豊前郡日吉町7丁目
電話 大関 一一番 豊前 四二〇番

魚

01.3.11



日本鉄道建設公団

昭和40年7月12日付協定第12月16日一部変更協定の「他
部原線新線建設に伴い支障となる共同石炭鉱業株式会社日吉鉱
業所エンドレス盛付替工事」の施行について同協定書中第10条を
下記のとおり変更する。

協定書第10条を「
第10条 工事のしゅんぶ期は第1期工事を昭和40年11月
20日までに第2期工事を昭和41年5月15日までとする。」
と改定する。

日本鉄道建設公団
代表者
山崎久

共同石炭鉱業株式会社
代表者
山崎久

以上協定の証としてこの協定書2通を作成し、甲、乙の各々の署名
及び印のうえ各自1通を保有する。
昭和41年3月30日

甲 日本鉄道建設公団下関支社長 梅 木 一 郎
乙 共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所長代理
山崎 久



日本鉄道建設公団

一部変更協定書

昭和40年7月12日付協定第12月16日一部変更協定の「他
部原線新線建設に伴い支障となる共同石炭鉱業株式会社日吉鉱
業所エンドレス盛付替工事」の施行について同協定書中第10条を
下記のとおり変更する。

記

第10条 工事のしゅんぶ期は第1期工事を昭和40年11月
20日までに第2期工事を昭和41年5月15日までとする。

以上協定の証としてこの協定書2通を作成し、甲、乙の各々の署名
及び印のうえ各自1通を保有する。

昭和41年3月30日

甲 日本鉄道建設公団下関支社長 梅 木 一 郎

日本鉄道建設公団
代表者
梅 木 一 郎

乙 共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所長代理

山崎 久

共同石炭鉱業株式会社
代表者
山崎 久



前公明部監給本日

書安書更突研一

前日の安書更突研一日より同日午後四時迄
鎌倉市社会文化事業地区同共ある新文の件を以て調査し、調査結果を以て
そのうち調査結果を以て行状の上を管轄するべき所業
あるべきものとす。

同

同日午後四時迄工事調査員及び関係者の調査 ありて
あるべきことを以て調査し、調査結果を以て調査するものとす。

前日の午後四時迄、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸、子の調査結果を以て
あるべきことを以て調査し、調査結果を以て調査するものとす。

一 木 研 長 井 文 同 下 同 公 明 部 監 給 本 日 甲

原外農林部鎌倉市社会文化事業地区同共 乙

井 八 井 山

共

昭和4年3月30日

日本鉄道建設公同下関支社長

橋 本 一 郎 殿

共同石炭鉱業株式会社

日 青 鉱 業 所

所長(代)山 崎 久 殿

酒田線鉄道建設に伴うコンドレス線の
移設第二期工事の延期届

前記の件に關して昭和4年3月16日付にて、一
部変更協定書を締結し、同協定第10条で工事の 竣工
期限を、昭和4年3月31日迄としておりましたが、
新幹線建設が遅延しております為新幹線と関係のある、
本件移設 延期の必要が生じたので、本件工事期間を
昭和4年3月31日迄延期致したく有御願ひ申し上
げます。

共同石炭鉱業株式会社日青鉱業所

酒田線建設部移設所長 山 崎 久 殿
電話 六四 一 一 番 傳真 四二 〇 番



— 第一座圖書館 —

圖書日知會次府景城宛百西共ふるゝ類支

全英の工業生産の増進に寄与する

州縣通省日

[illegible]

一、丁丑の日のふくしまに、取りかかると「國其の五郎」

[illegible][illegible]

「土」甲の圖面を「次」地圖最近日も、民も學も、

一、本 册 前 并 更 經 不 認 公 司 備 據 地 本 日

圖外景和城內街景自左起為商業區和住宅區

人 物 志

共促还城发展经济 会合各界共商大计
 商部 工商部 农商部 交通银行
 交通部 农商部 工商部 交通银行



下支腿牙 140 的 2 号

昭和40年12月16日

共同石灰炭業株式會社

日吉鐵業所長代理 山崎久幸

日本鉄道建設公団下関支社長

梅木 一處

柏原駅線路延伸開設に伴うエンドレス線の移設
等二期工事について

本年7月14日付、協定締結の確固については同年12月15日
付かきし照しのとおり承知いたしましたので別紙一紙変更協定書に
関印のうえ1紙返送願います。なお、工事にあつては川崎鉄道
政務所と打合せのうえ施行方願います。

年 月 日

李拔兵	評兵	傳兵	信





图 8-0-6 长期支不

日 五 十 月 八 年 一 九 四 五

社会党参事加纳野矢氏

劉 崇 人 華 山 縣 升 署 訓 導 兼 官 目

今日新聞新聞公閱不可支並是

第一 本劇

確率の値 $x \leq y \leq x \in \mathbb{R}$ に対して $\mathbb{R}$ の順序関係と一致する

 $\frac{1}{2} \times 10^{-3} \times 10^{-3}$ [illegible]

分	身點	真點	方技本
(54.11)			



一部史學鉅著

昭和40年7月12日付協定の「須賀原線延伸新橋建設に伴い支
障となる共同石炭鉱業株式会社吉鉱需用エンドレス舗装工事」
の施行について同協定書中才4条才7項及び才7条才1項並びに才
10条を下記のとおり変更する。

記

第4条第2項 オ1期工事に要する費用は別表予算内訳書のとおり
総額概算金4,826,000円也とし、オ2期工事に要する費用は
別表予算内訳書のとおり総額概算金2,704,835円也とする。

オ7条オ1項 工事しゆん荷運の付替エンドレス機及び旧エンドレス機取替費、鋼材木脚設置敷地整地、機械設備の移設並びに排水管移設は乙に帰属するものとする。

才10条 工事のしゅん功期限は才1期工事を昭和40年11月20日までに才2期工事を昭和41年3月31日までとする。

以上協定の趣としてこの協定書2通を作成し甲、乙各1通の記名
なつ印のうえ各自1通を保有する。

昭和40年12月16日

甲、日本鉄道建設公団下関支社長 梅木一彦
乙、共同石炭鉱業株式会社日官鉱業所長代理 山崎久美





日本鉄道建設公団

昭和四十四年三月

建設費算出書

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成

建設費算出書の作成



日本鉄道建設公団

工事予算内訳書

種 別	金 額	備 考
松本駅増設用地工事	452886	
貨車巻及運車台排水ポンプ移設工事	61320	
貨車巻及ポンプ施設に上水工事	50701	
6号水管変更工事	202227	
6号水管変更工事	322888	
4号水管移設工事	102386	
6号水管移設工事	331000	
旧エンドレス線復旧（仮設）工事	912169	
補償及借地費	102960	
設計費	112198	
合 計	2704833	



本公司謹此聲明

卷四 内 幕 号 路 工 限 8 卷

[illegible]

五事見積善

57

五 事 見 積 書	
1. 坑木積卸場敷地 整地工事	459,886 ^円
2. 貨車巻込運車台排水ポンプ移設工事	65,520
3. 貨車巻及ポンプ座敷上家工事	80,701
4. 4' 送水管変更工事	203,227
5. 6' 送水管変更工事	327,888
6. 4' 送水管移設工事	105,286
7. 6' 送水管移設工事	331,092
8. 旧工口以線復旧(撤収)工事	915,169
9. 補償及借地費	103,960
10. 監督設計費	112,198
合 計	2,704,835 ^円

58 NOV 1987

● 2010 年 10 月 1 日起, 凡在中华人民共和国境内销售货物或者提供加工、修理修配劳务以及进口货物的单位和个人, 均应按照《中华人民共和国增值税暂行条例》及实施细则缴纳增值税。

坑木鎮卸場救地整地工事

NO. 1

名 稱	品 名	仕 務	規 模	量	單 價	金 額
砂 膏	切取工事	切取	152	440	114.88	
		運搬	415	163	67.67	
		240	150	275	51.30	
		計			1,847.73	
既設石積除	取除	240	240	4.34		
		運搬	240	247	53.87	
		計			972.2	
既設石積除	取除	240	240	1.700	113.18	
		運搬	406	247	105.1	
		計			636.9	
排水工事		計			2.8	1,720.32
200mm管(埋1.0m)計		440	2447	133.660		
裏込埋石		計			8.9	445.780
小 計						376.943
減全						329.423
合 計						447.826

省車塔
選市台

排水ポンプ修設工事

NO. 2

名種	品名	仕算	数量	単価	金額
労務費	修設	人	20	1000	2000
	修設	人	20	1000	2000
	ポンプ修設	人	20	1000	2000
	ポンプ修設	人	20	1000	2000
	延長	人	60	1000	6000
	延長	人	60	1000	6000
	計				11000
物品費	延長用3中ポンプ	kg	227	25	5675
	延長用3中ポンプ	kg	63	25	1575
	延長用3中ポンプ	kg	90	16	1440
	延長用3中ポンプ	kg	90	3	270
	延長用3中ポンプ	kg	60	25	1500
	計				10720
	小計				20720
	諸金				11000
	合計				31720

NO. 2112 4-10-1 10-10

20x10

4 送水管変更工事

NO. 44

品名	仕振	数量	単価	金額
分資費	敷設費	3.22km (3.22)	人	100 1000 10000
	現況敷設	3.22	人	100 1000 10000
	現況敷設	1.30	人	300 10400
	計			30400
	撤収費	鉄 3	人	100 1000 10000
	人夫	200	300 24000	
	計			24000
物品費	4.5寸管 130	12.126kg 4400	kg 100	40 40600
	4.5寸管 240	7 27 350	27 350	22750
	計			11490
	小計			102090
	諸金			40455
	合計			204345
養生費	4.5寸管 11.226km 7.918 1200	12 16000		
	4.5寸管 22.000kg 300	16 4800		
	7.5寸管 2.000kg 200	16 3200		
	計			21120
	差引合計			203227

6 送水管変更工事

NO.

5

品名	仕様	数量	単位	金額
労務費	敷設費	150	人	1,000
	撤去費	150	人	1,000
	計	300		2,000
	撤去費	40	人	1,000
	人天	40		2,000
	計			3,000
物品費	6分管	60	100	1,500
	6分管	20	1,200	40,000
	雑品			1,000
	計			41,500
	小計			44,500
	諸全			46,500
	合計			48,500
発生費	6分管	2,76	12	27,312
	6分管	834	16	8,560
	7分管	68	15	1,020
	計			26,892
	差引合計			21,608

4' 送水管 移設工事

NO. 6

名称	品名	仕様	数量	単位	金額
労務費	鉄板費	工務部工 (鉄工)	人	3.0	1000
		現場鉄板 (鉄工)	人	10.0	1000
		現場鉄板 (鉄工)	人	13.0	800
		小計			23,400
	搬収費	鉄工	人	6.0	1000
		人夫	人	10.0	800
		小計			14,000
		計			37,400
物品費	4' x 1/2"		19	600	60
	4' x 1/2"		2	2,000	4,000
	4' x 1/2"		20	250	5,000
	4' x 1/2"		1	1,500	1,500
		計			45,200
		合計			86,300
	諸経費				18,986
	合計				105,286

6. 送水管 移設工事

NO 7

名称	品名	仕様	数量	単位	金額	合 計
労務費	徴収費	掘出し	1人	10.0	800	8,000
		切外し	1人	20.0	1,000	20,000
	計					28,000
	敷設費	直線配管	1人	20.0	1,000	20,000
		継手加工	1人	10.0	1,000	10,000
		配管加工	1人	16.0	1,000	16,000
		計				46,000
物品費	6吋パイプ		46.3	14.7	674.820	
	フランジ	状	32.0	950	30,400	
	田 管	標準物	1	2.0	8,000	
	〃	パイプ	1	6.0	3,000	
	鉛	材	100.0	200	20,000	
	〃	13N	1	26.0	42	10,920
	6吋継手		1	8.0	13.80	
	枕木		1	18.0	11.79	
	外周部					13,150
	計					197,312
	合 計					277,312
	諸経費					57,600
	合 計					334,912

旧エントス線復旧(撤収)工事

NO. 8

名稱	品名	仕様	数量	単価	金額
新橋側	切取工事	切取	㎡ 729	440	320,860
		運搬	㎡ 549	220	120,780
		築造(撤去)	㎡ 230	300	69,000
	計				510,640
その他工事	切取	㎡ 133	440	58,520	
	掘土築造	㎡ 133	220	29,260	
	表土	㎡ 133	260	34,580	
	小	㎡ 133	136	18,038	
	不陸直	㎡ 887	247	219,244	
計				148,082	
石橋取	取	㎡ 307	96	29,472	
	運搬	㎡ 227	220	50,040	
計				79,512	
架橋工事	(架橋撤去)				
	大工	人 6	1,500	9,000	
	人夫	人 6	800	4,800	
計				13,800	
置代	木材	㎡ 30	1,650	49,500	
	砂	㎡ 357	30	10,710	
	計			60,210	
小計				750,129	
諸委託				165,040	
合計				915,169	

旧工ノミ線復旧(撤収)工事

NO. 9

箇所	品名	仕様	数量	単位	金額
基盤					
	新設補修		100	坪	62,900
	消地		1	坪	42,500
	計				105,400

監督設計費

NO. 10

種別	人員回数	金額	摘要
監督費	1名 2期 1期 15000円 - 17月 20000円 2期 20000円 - 20000円 - 18000円		
設計費	建築 1名 2期 2日 15000円 - 20000円 2期 20000円 - 20000円		
測量費	5名 3日 20000円 - 20000円		
白雲漆費	3名 4日 20000円 - 20000円 2名 3日 19000円 - 11400円		
計		20000円	
部内協定	5名 6日 20000円 - 20000円		
部外協定	2名 2日 20000円 - 20000円 2名 2日 20000円 - 20000円		
合計		112,190円	

図西 6 葉

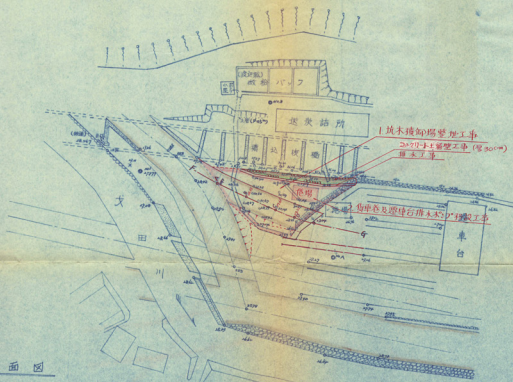
図面 / 葉

1. 坑木積卸場敷地整地工事
2. 貨車捲上遷車台排水ホニ移設工事

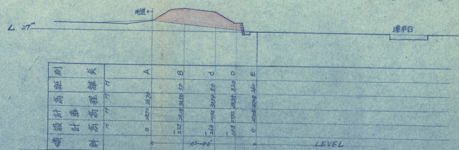
油須原線布設に伴う稲葉積込棧橋平面圖

縮尺三百分の一

- 1 杭木橋脚増設工事
- 2 基車路と選車台間木橋の架設工事



F-G 断面図

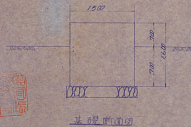
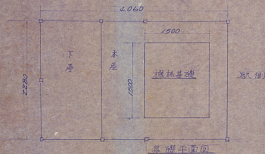


図面 2 葉

3.
貨車捲吊機座並に上装工事



自來水工程機械基礎工程



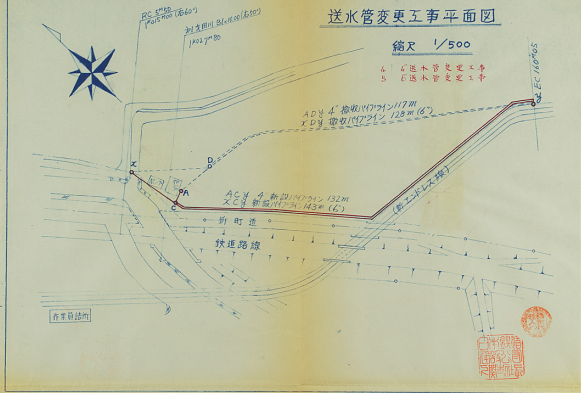
圖面 3 葉

5. 4
6. 4
送水管變更工事

送水管变更工事平面图

縮尺 1/500

- 45 送水管 變更工事

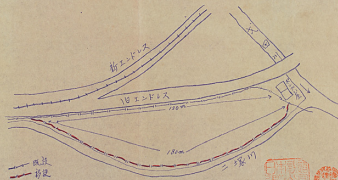


圖面 44 葉

6.4" 送水管移設工事



配管施設略図

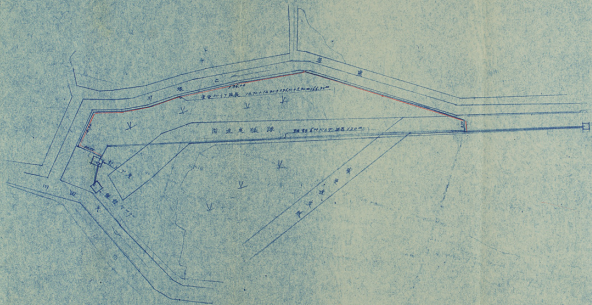


圖面 5 葉

7.
6' 送水管移設工事

二塚地内灌溉用水管變更之図

縮尺六百分之一



図面 6 葉

8. 旧エントレス線復旧(撤収)工事

昭和

年
月
日

86
第
二期

下関市大和町貿易ビル五階

日本鐵道建設公団下関支社

電話（代表）下関六六一〇 六四四番





5-9

局長 野口 博 智



山形県 山形市 山形郵便局

昭和22年7月19日

庶務

(87)

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱務所

所長 吉川 茂 明 殿

三井鉱山株式会社山形事務所

所長 野口 博 智



鉱務部領受用委任状等送付
依頼について

陸奥町大字平字下田ノ67番、田、4畝7歩に係る鉱務部
領受用とし、之れが委任状を別紙の通り2部（内ノ部費方
2）部送付致しますので、本紙に貴社長慶印領受用の上御返
送下さるようお願い申し上げます。此、採掘原簿抄本ならびに
登記簿抄本を各ノ送付送付方、併せて、御送り致します。

以 上

三井鉱山株式会社
山形事務所

山事第	537	号
昭和	2	年
8	月	12
日		

庶務

山事第 537 号
昭和 2 年 8 月 12 日

共同石灰炭業株式会社日吉炭業所
所長 吉川茂明 殿

三井鉱山株式会社山野事務所
所長 野口博智

旅客賠償登録完了について

従月守所有の熊本市大字平字下田ノ69番田6畝7歩に
対する旅客賠償登録については、8月8日付福岡法務局販
売支局受付部第606号ノをもつて完了しましたので、
御通知申し上げます。

敬上

三井鉱山株式会社
山野事務所



契 約 書

三井鉱山株式会社山崎事務所（辻原盛々寄附償分も代行）、日鉄
鉱業株式会社飯塚事務所、共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所（以下
単に甲という）と、所有者福岡県高橋郡椎瀬町大字平ノ37番地整
月守（以下単に乙という）とは、農地の打切補償に関し、下記の通
り契約を締結する。

記

（打切補償金）

第 1 条 甲は、椎瀬町大字平ノ下田ノ47番地田6畝7歩並び
に農圃開闢施設に対し、甲が石炭採掘によつて与えた過去、現
在の損害並びに将来発生する損害の打切補償金として金ノ1,1
10ノ円位を乙に支払うものとする。

（異議請求等の禁止）

第 2 条 乙は、本契約の締結後、本件農地並びにこれに直接間
接し又は間接する農圃開闢施設の過去、現在の損害について甲
に対し異議の申立又は損害賠償等一切の請求を行なわないもの
とする。

2 将来いかなる損害が発生した事案といえども、前項と同様と
する。

（支払方法）

第 3 条 第1条の金額の支払時期、方式等については、甲、乙間
で別途協議の上、決定するものとする。

（権利の移転等）

第 4 条 乙が農地の所有権を移転し、又は賃貸借の目的とするこ
と等により第三者が農地に関する権利を取得するに至つた場合と
いへども、乙は自己の責任において、第三者に本契約に基づく乙
の義務を履行せしめ、甲に一切迷惑をかけない様にしなければなら
ない。

（登 録）

第 5 条 乙は、飲養後第1ノ4条第2項に規定する登録を行なう
ことに同意し、登録に関する甲の手続に協力をもちて協力しなけ
ればならない。

（契約の解釈）

第 6 条 本契約に記載された事項並びに記載のない事項について
協議が生じたときは、甲、乙双方協議をもつて協議し、その解決
に当るものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

昭和2年6月 日

甲 三井鉱山株式会社山崎事務所

所 長 野 口 博 智



日映館株式會社版部事務所

所長 松田 敏

共同石版館株式會社日青版部事務所

所長 宮川 潤

乙 昭和九年四月廿七日

發 月

守

要 任 状

私は水 木 信を代理人と定めて次の事項を委任する。

1. 不動産の表示

基礎部番地町大字平字下田 / 49番
田 4畝07歩

2. 権利の表示

所有権

3. 抵当権の表示

探掘権登録第2585号 (領分)
探掘権登録第 1号
探掘権登録第1278号
取払権登録第 414号
取払権登録第 487号

4. 登録の目的

支払の登録

5. 登録原因及びその日付

昭和 年 月 日予定賠償の支払

6. 損害の原因

石炭採掘のための土地陥さく飲水及び排水の放流

7. 損害の内容

土地の陥没により田圃の潤害並びに畑作農具その他一切の損害

8. 賠償の範囲

現在及び将来の損害

9. 賠償の金額

(87)

一金 / 51 / 0 / 円也

10. 抵当権者の表示

東京都中央区日本橋區町2丁目 / 番地 / 三井鉱山株式会社
東京都千代田区丸の内2丁目20番地 / 日鉄鉱業株式会社
福岡県北九州市若松区本町 / 丁目9番 / 0号 共同石炭鉱業株式会社

上記田圃に対し抵当権第114条による抵当予定賠償をする一切の件

昭和 年 月 日

登記権利者

東京都中央区日本橋區町2丁目 / 番地 /
三井鉱山株式会社
東京都杉並区阿佐ヶ谷北4丁目2番2号
代表取締役 金 田 興 人
東京都千代田区丸の内2丁目20番地 /
日鉄鉱業株式会社
東京都目黒区平町2丁目 / 番9号
代表取締役 田 所 裕
福岡県北九州市若松区本町 / 丁目9番 / 0号
共同石炭鉱業株式会社
高知県高知市小津町 / 39番地
代表取締役 入 交 太兵衛

登記債務者

基礎部番地町大字平 / 37番地
年 月 日

地
打

エンドレス用地打切契約書

米岡石炭鉱業株式会社吉野鉱業所を甲とし、当地主を乙として、昭和43年6月5日締結したエンドレス用地返還契約書(以下前契約という)について下記の通り改訂打切契約を締結する。

記

第1条(再度打切契約の趣旨)

前契約に基づき本件用地は完全に返還され、又乙が復旧を昭和43年7月20日竣工したエンドレス用地(以下同じ)にてエンドレス現地のまま同じで引続き、単純に乙が同地の完全復旧の確約書が乙へ提出され、及び乙が同地を解決したものがあるが、甲と乙との間に締結した前契約水に因る契約書の中より甲が無償譲渡する跡水掘削のバイア数量について、其の数量より若干の出るエンドレス復旧の問題にまで波及したため、ここに再度打切契約を甲、乙間で締結する。

第2条(乙及び同地より出た甲、同地より出た)

エンドレス復旧の問題は、乙及び同地の確約事項であり、乙は再び甲と締結したエンドレス用地の再契約を得た事であり、甲は甲及び同地の飲水契約のバイアについて、その不足数量の代償として金 五萬四百 円を甲へ支払する。

第3条(何年度改訂補償の金額)

甲が乙に譲渡した復旧地にてエンドレス用地の何年度の改訂補償については、同地が復旧した額をその基準とする。一、甲が乙にその補償金七萬五千元を七ヶ月にわたって支払する。但し、乙は改訂補償を早急に解決し、遅延により甲へ返金をせず、本条は何年度金に限り特別措置である。

但し乙は復旧を以て甲、同地のバイア補償を乙の金額(五萬四百円)にて解決することを確認する。

第4条(エンドレス用地打切)

本契約により、今後エンドレスに因る一切の事項については乙が解決し甲の責任の無いことを確認する。例え類似の事項発生によっても乙は乙より同地を甲へ譲渡すること、一切乙に返還をしない。

第5条(公正証書同意)

前契約及本契約の甲乙の協議事項を以て甲、乙が公正証書の作成をなすことに甲、乙、同意する。

以上契約の記述は本書を以て甲、乙、各1通を保存する。

昭和43年10月9日

福岡県嘉穂郡 面谷町大字 相

(甲) 米岡石炭鉱業株式会社 吉野鉱業所
所 長 吉川茂明

福岡県嘉穂郡 面谷町大字 相

(乙) 地主 西山繁松 地 大山長正
野見山益生 野見山益七
野見山北次 西野久志
松尾隆 鈴木 大木市郎
荒巻昌代水

関係立会人 長谷川光男

契 約 書

(88)

三井鉱山株式会社山野事務所（辻炭鉱及び相生炭鉱の鉱務賠償分も代行）、日鉄鉱業株式会社飯塚事務所、古河鉱業株式会社下山田鉱業所、共同炭鉱株式会社日吉鉱業所（以下それぞれ三井、日鉄、古河、日吉という）は、辻地区鉱務農地の賠償について、下記の通り契約を締結する。

（鉱務賠償の責任）

第 1 条 本社は、相互の鉱務が競合する辻地区農地並びにこれに直接関連し、又は関連する農薬用施設の鉱務に關し、本契約に従つて責任を負ひ、共同して鉱務処理を行なう。

（鉱務処理の管理）

第 2 条 鉱務処理の管理は、辻地区農地のうち別図々示農地並びに直接関連し、又は関連する農薬用施設とする。

（負担区分）

第 3 条 鉱務処理に關する各社間の負担区分は、別紙負担率表による。

2 前項の規定に際わらず三井、日吉、2社間の負担区分は、相互の間で別途協議の上決定する。

（事 務）

4 条 鉱務処理に關する必要な事務は、各社が共同して行な

い、相互に協定をもつて協力し合うものとする。

（農地の修費）

第 5 条 本契約の記載事項又は本契約に記載のない事項につき提議が生じた場合、各社は協定をもつて協議し、その解決に當るものとする。

昭和22年7月 日

三井鉱山株式会社山野事務所

所 長 野 口 芳 智

日鉄鉱業株式会社飯塚事務所

所 長 柴 田 鉄 雄

古河鉱業株式会社下山田鉱業所

所 長 小 林 一 雄

共同炭鉱株式会社日吉鉱業所

所 長 青 川 茂 樹

(89)

様式第1

石炭鉱業安定補給金交付申請書

監 査 第 16 号
昭和 42 年 11 月 28 日

福岡通商産業局長

星 部 稔 殿

申請者の住所および名称
北九州市東区本町1丁目5番10号
其 同 石 炭 鉱 業 株 式 会 社
代表者の役職名および氏名
取締役社長 入 交 太 夫 殿

昭和 42 年度石炭鉱業安定補給金交付規則第 4 条の規定により
石炭鉱業安定補給金として下記の金額の交付を受けたので、参
考資料を添えて申請します。

記

1. 昭和 42 年 11 月 30 日現在における採掘権または租鉱権の
状況または租鉱区「昭和 42 年 11 月 30 日現在において、先
着しの申込みまたは交付金の申請をしているもの、および閉山
勧告を受けている石炭鉱山に係るものを除く。」において、昭
和 41 年中に開採された石炭の数量(A) 16,800.328 トン
2. 石炭鉱業安定補給金交付申請金額 $(100 \times 1.1 \times 120 \text{ 円})$

金 21,800.328 円

参 考 資 料 目 次

1. 昭和41年1月～12月生産数量実績調査表
2. 昭和41年中の石炭の採掘にみる石炭鉱業の概況
事業団納付金確定通知書(写)ならびに徴収書(写)
3. 石炭鉱業年金基金掛金徴収書(写)
4. 昭和41年1月1日以降における採掘権または鉱賦
権の変動状況
5. 企業概況説明書
6. 営 業 報 告 書

[illegible][illegible]

(別表1)

昭和41年1月～12月 銘柄別生産実績調査表

(単位=㍑)

年 月	41. 1			41. 2			41. 3			41. 4			41. 5			41. 6			41. 7			
	銘柄名	白炭炭 ()	計	白炭炭 ()	計	白炭炭 ()	計	白炭炭 ()	計	白炭炭 ()	計	白炭炭 ()	計	白炭炭 ()	計	白炭炭 ()	計	白炭炭 ()	計			
精	洗 中 塊	708	-	708	588	-	588	696	-	696	729	-	729	588	-	588	773	-	773	686	-	686
	洗 粉	3594	-	3594	4141	-	4141	4431	-	4431	3941	-	3941	4202	-	4202	3851	-	3851	4361	-	4361
	二 号 洗 粉	1318	-	1318	1430	-	1430	1306	-	1306	1320	-	1320	1239	-	1239	1239	-	1239	1038	-	1038
	微 粉	25	-	25	24	-	24	21	-	21	6	-	6	4	-	4	9	-	9	-	-	-
	並 粉	133	-	133	84	-	84	97	-	97	146	-	146	142	-	142	127	-	127	120	-	120
	上 粉	13	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四 二 粉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
炭	八 尺 燐 石 塊	1086	-	1086	1075	-	1075	1070	-	1070	1302	-	1302	1362	-	1362	1330	-	1330	1224	-	1224
	八 尺 燐 石 小 塊	958	-	958	1084	-	1084	1072	-	1072	1141	-	1141	1381	-	1381	1173	-	1173	1173	-	1173
	八 尺 小 豆	409	-	409	200	-	200	183	-	183	410	-	410	210	-	210	492	-	492	77	-	77
	八 尺 等 粉	4581	-	4581	4477	-	4477	4268	-	4268	5180	-	5180	5427	-	5427	4671	-	4671	5353	-	5353
	竹 燐 粉	290	-	290	207	-	207	273	-	273	225	-	225	221	-	221	209	-	209	332	-	332
	計	13112	-	13112	13250	-	13250	13571	-	13571	14420	-	14420	14606	-	14606	13674	-	13674	14348	-	14348
	産 炭																					
計																						

昭和 41 年 1 月～12 月 結核別生産実態調査表

(單位— cm^3)

企業名	共同石炭株式會社
炭 名	日 吉 炭

[illegible]

納付金確定通知書

発行番号	第 427 号	区 分	41 年出度分
納付義務者 住所・氏名	427 北州市若松区本町2-206 大町名義銘實林茂雄 殿		
年出度額	165,140 円	納付金	74,013 円
期 別	納 付 額	納 期	
第 1 回	¥1,857,983 円	昭和42年3月30日	
第 2 回	¥1,857,983 円	昭和43年1月-4日	
第 3 回	¥1,857,983 円	昭和43年3月31日	
第 4 回	¥1,857,981 円	昭和43年6月30日	
納付場所 市営銀行に属する基幹支店 石炭鉱業合理化事業法第50条第4項の規定に基づき 上記のとおり確定します。 昭和42年4月28日 石炭鉱業合理化事業法 理事長 工 藤 昭四郎			

納付金額収証書 (C)

交付 番号	交付 期日	年	月	日	交付 場所
納付者姓名 岩手県立本町2-206 岩手石炭鉱業株式会社					
佐理氏名 殿					
納付 区分	本 科 目	科 目 細 目	注		
区 分	納 付 金	普通納付金			
金	¥1,252,783				
領し石炭鉱業合資会社臨時借入金部収部1 項による					
上記の金額が収めました。					
交付 年月日	交付 印		領 取 印		
昭和42年3月	42.031		三		



冊金額収書(C)

発行年	200	発行月日	42.10.15
発行所	福岡県北九州市東区 大町108010		
発行所名	共済会 共済会株式会社		
発行所住所	福岡県北九州市東区		
発行所代表者	代表取締役 佐々木 正		
発行所印			
発行所印	佐々木 正 代表取締役 佐々木 正		
発行所印	上記の金額を印し、発行所へ送付。		
発行所印			

参考資料 4

昭和41年1月1日以前における探鉱権または租鉱権の
変動状況

企業体名 共同石炭産業株式会社

採鉱名 日吉 炭 鉱

1. 変動状況

年 月 日	変 動 内 容
昭和42年8月12日	福岡県探鉱権登録第1278号鉱区の鉱区 福岡県租鉱権登録第614号鉱区 第687号鉱区 第734号鉱区 第755号鉱区 第775号鉱区 （以上は採掘増区出願手続上として一 次消滅したもので、次項のごとく掘 造増区に復元す）
昭和42年8月14日	福岡県探鉱権登録第1278号鉱区（原 区）より前述の区域へ掘造増区切替

2. 変動した鉱区および租鉱区における石炭生産数量

イ) 取得探鉱権または租鉱権に係る鉱区または租鉱区における石炭生産
数量

昭和41年1月1日～12月31日に取得した鉱区または 租鉱区において昭和41年1月1日から取得の前日ま でに生産された石炭の数量	電 0
昭和42年1月1日～3月31日に取得した鉱区または 租鉱区において昭和41年1月1日から12月31日ま でに生産された石炭の数量	電 0
昭和42年4月1日以降に取得した鉱区または租鉱区に おいて昭和41年1月1日から12月31日までに生産 された石炭の数量	電 163/34
計	電 163/34

ロ) 譲渡または消滅探鉱権または租鉱権に係る鉱区または租鉱区にお
ける石炭生産数量

昭和41年1月1日～12月31日に譲渡または消滅し た鉱区または租鉱区において昭和41年1月1日から譲 渡または消滅の日までに生産された石炭の数量	電 0
昭和42年1月1日～3月31日に譲渡または消滅した 鉱区または租鉱区において昭和41年1月1日から12 月31日までに生産された石炭の数量	電 0
昭和42年4月1日以降に譲渡または消滅した鉱区また は租鉱区において昭和41年1月1日から12月31日 までに生産された石炭の数量	電 163/34
計	電 163/34

（注）譲渡または消滅のなかには契約第二条第二号の交付金の申請
を含むものとする。

企業概況説明書

申請者の住所および名称

北九州市若松区本町1丁目8番15号
興石炭炭素株式会社

1. 企業の沿革

年 月 日	主 要 事 項
明治28年	共同組合として福岡県田川郡川崎町に興石炭炭素所を開業
大正8年3月	福岡県田川郡川崎町大字島共興石炭株式会社を設立
" 11年3月	資本金450,000,000円にて創立
" 11年3月	福岡県高橋郡大橋町に日吉炭産所を開業
昭和13年8月	資本金80,000,000円に増資
" 18年6月	本社を市松市本町2丁目に移転各務を共同石炭炭素株式会社と変更
" 23年5月	資本金150,000,000円に増資
" 28年5月	資本金200,000,000円に増資
" 28年4月	本社を東京都中央区銀座4丁目5番地に移転
" 28年5月	本社を福岡県若松市本町2丁目20番番地に移転
" 30年8月	資本金400,000,000円に増資
" 30年10月	資本金280,000,000円に増資
" 30年10月	販売部門を独立 入交商事株式会社を設立
" 33年1月	入交商事株式会社設立により資本金400,000,000円に増資
" 39年4月	資本金600,000,000円に増資
" 40年3月	社務所株式会社を吸収合併して福岡県高橋郡
" 41年1月	福岡県田川郡川崎町興石炭炭素所閉山
" 42年6月	本社を北九州市若松区本町1丁目8番15号に変更(佐藤炭産所施設に15号)現在に至る

2. 役員の名 略歴および担当業務

役 職 名	氏 名	就 任 年月日	担当業務	略 歴
代表取締役社長	入交 太 郎	昭和39年	会長	明治20年8月14日生 大正8年3月 福岡県立中学校卒業 大正10年3月 当社取締役社長 明治24年5月19日生 大正13年 慶応大学経済学部卒業 昭和12年4月 当社専務取締役 昭和22年7月 取締役副社長 明治25年1月1日生 昭和25年4月 明治大学経済学部卒業 昭和31年2月 入 社 昭和32年7月 当社専務取締役 大正16年2月2日生 昭和25年3月 慶応大学法学部卒業 昭和34年8月 入 社 昭和35年8月 当社取締役 大正9年4月11日生 昭和11年12月 北海道帝国大学工学部卒業 昭和13年5月 入 社 昭和34年8月 当社島根支店長 明治44年11月20日生 大正13年8月 宇高高等小学校卒業 昭和25年8月 入 社 昭和27年4月 当社島根支店長 明治25年5月21日生 大正10年3月 長崎高等商業学校卒業 昭和37年5月 当社監査役就任
専務取締役	久保田 清 富	昭和39年	専務	明治20年8月14日生 大正8年3月 福岡県立中学校卒業 大正10年3月 当社取締役社長 明治24年5月19日生 大正13年 慶応大学経済学部卒業 昭和12年4月 当社専務取締役 昭和22年7月 取締役副社長 明治25年1月1日生 昭和25年4月 明治大学経済学部卒業 昭和31年2月 入 社 昭和32年7月 当社専務取締役 大正16年2月2日生 昭和25年3月 慶応大学法学部卒業 昭和34年8月 入 社 昭和35年8月 当社取締役 大正9年4月11日生 昭和11年12月 北海道帝国大学工学部卒業 昭和13年5月 入 社 昭和34年8月 当社島根支店長 明治44年11月20日生 大正13年8月 宇高高等小学校卒業 昭和25年8月 入 社 昭和27年4月 当社島根支店長 明治25年5月21日生 大正10年3月 長崎高等商業学校卒業 昭和37年5月 当社監査役就任
常務取締役	入交 太 一	昭和39年	常務	明治20年8月14日生 大正8年3月 福岡県立中学校卒業 大正10年3月 当社取締役社長 明治24年5月19日生 大正13年 慶応大学経済学部卒業 昭和12年4月 当社専務取締役 昭和22年7月 取締役副社長 明治25年1月1日生 昭和25年4月 明治大学経済学部卒業 昭和31年2月 入 社 昭和32年7月 当社専務取締役 大正16年2月2日生 昭和25年3月 慶応大学法学部卒業 昭和34年8月 入 社 昭和35年8月 当社取締役 大正9年4月11日生 昭和11年12月 北海道帝国大学工学部卒業 昭和13年5月 入 社 昭和34年8月 当社島根支店長 明治44年11月20日生 大正13年8月 宇高高等小学校卒業 昭和25年8月 入 社 昭和27年4月 当社島根支店長 明治25年5月21日生 大正10年3月 長崎高等商業学校卒業 昭和37年5月 当社監査役就任
取締役 監査部長	吉川 茂 明	昭和39年	監査	明治20年8月14日生 大正8年3月 福岡県立中学校卒業 大正10年3月 当社取締役社長 明治24年5月19日生 大正13年 慶応大学経済学部卒業 昭和12年4月 当社専務取締役 昭和22年7月 取締役副社長 明治25年1月1日生 昭和25年4月 明治大学経済学部卒業 昭和31年2月 入 社 昭和32年7月 当社専務取締役 大正16年2月2日生 昭和25年3月 慶応大学法学部卒業 昭和34年8月 入 社 昭和35年8月 当社取締役 大正9年4月11日生 昭和11年12月 北海道帝国大学工学部卒業 昭和13年5月 入 社 昭和34年8月 当社島根支店長 明治44年11月20日生 大正13年8月 宇高高等小学校卒業 昭和25年8月 入 社 昭和27年4月 当社島根支店長 明治25年5月21日生 大正10年3月 長崎高等商業学校卒業 昭和37年5月 当社監査役就任
取締役 総務部長	井上 虎 吉	昭和39年	総務	明治20年8月14日生 大正8年3月 福岡県立中学校卒業 大正10年3月 当社取締役社長 明治24年5月19日生 大正13年 慶応大学経済学部卒業 昭和12年4月 当社専務取締役 昭和22年7月 取締役副社長 明治25年1月1日生 昭和25年4月 明治大学経済学部卒業 昭和31年2月 入 社 昭和32年7月 当社専務取締役 大正16年2月2日生 昭和25年3月 慶応大学法学部卒業 昭和34年8月 入 社 昭和35年8月 当社取締役 大正9年4月11日生 昭和11年12月 北海道帝国大学工学部卒業 昭和13年5月 入 社 昭和34年8月 当社島根支店長 明治44年11月20日生 大正13年8月 宇高高等小学校卒業 昭和25年8月 入 社 昭和27年4月 当社島根支店長 明治25年5月21日生 大正10年3月 長崎高等商業学校卒業 昭和37年5月 当社監査役就任
監 査 役	江崎 保	昭和39年	監査	明治20年8月14日生 大正8年3月 福岡県立中学校卒業 大正10年3月 当社取締役社長 明治24年5月19日生 大正13年 慶応大学経済学部卒業 昭和12年4月 当社専務取締役 昭和22年7月 取締役副社長 明治25年1月1日生 昭和25年4月 明治大学経済学部卒業 昭和31年2月 入 社 昭和32年7月 当社専務取締役 大正16年2月2日生 昭和25年3月 慶応大学法学部卒業 昭和34年8月 入 社 昭和35年8月 当社取締役 大正9年4月11日生 昭和11年12月 北海道帝国大学工学部卒業 昭和13年5月 入 社 昭和34年8月 当社島根支店長 明治44年11月20日生 大正13年8月 宇高高等小学校卒業 昭和25年8月 入 社 昭和27年4月 当社島根支店長 明治25年5月21日生 大正10年3月 長崎高等商業学校卒業 昭和37年5月 当社監査役就任

3. 主要株主の状況

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)	備 考
入交 太 郎	564,200	35	
入交 太 兵 衛	408,800	26	
入交 太 三 郎	142,000	9	
入交 商 事 株	226,200	14	

4. 従業員の状態(42年9月末現在)

区分	人 員	平均年齢 (年)	平均勤続 年数(年)	平均給与 (円)
職 員	103	42.3	100	42700
常 勤 労 務 者				
坑内員	381	41.2	37	31600
坑外員	222	44.4	60	24900
計	603	42.4	46	28100
臨時労働者	(51)	(43.8)	(3.8)	(28000)
精 良 労 務 者	31			
合 計	742			

(注) 臨時労働者欄中括弧の数字は本社の雇員を示す

5. 生産状況

営業年度	40	41	42
区 分	40.4~41.3 1年決算	41.4~41.9 半年決算	41.10~42.9 1年決算
石炭生産量(トン)	158069	83167	168666
平均常用炭質労働者数	556	349	583
炭質労働者数(人/日)	237	252	241

(注) 本表は島根炭礦所閉山のため日吉炭礦所のみとす。

6. 損益状況

単位(金) 千円

営業年度	40	41	42
項 目	40.4~41.3 1年決算	41.4~41.9 半年決算	41.10~42.9 1年決算
製品売上数量(トン)	221540	102034	176364
石炭売上高	金 額 719697	341038	640309
トン当り	3248	3343	3627
石炭売上原価	金 額 692514	340333	663490
トン当り	3126	3336	3738
販売費	金 額 29891	15354	28800
一般管理費	トン当り 133	150	163
営業損益	金 額 △ 2708	△ 14631	△ 51981
トン当り	△ 13	△ 143	△ 294
購入炭損益	金 額 1784	△ 216	1470
トン当り	8	△ 2	8
その他	金 額 14389	2329	4879
営業損益	トン当り 61	23	28
営業外	金 額 131493	143990	144999
特別損益	金 額 △ 208323	△ 27806	△ 2605
トン当り	△ 943	△ 273	△ 15
純 損 益	金 額 △ 194838	△ 40344	△ 18127
トン当り	△ 880	△ 395	△ 108

(注)

- 40.4~41.3期分製品炭売上数量および石炭売上高中
雑炭 1358 円 964000 を含む
- 41.10~42.9期分製品炭売上数量および石炭売上高中
雑炭 300 円 240000 を含む
- 支払利子配戻

決算科目	支払利子	受取利子	差 引	石炭部門	手 帳	精炭工場
40.4~41.3	4422896	1212300	3199596	3194436	0	0
41.4~41.9	2349093	316090	1648203	1438260	41886	1383389
41.10~42.9	3635772	2114634	1521138	1497100	△ 970	351738
42.10~43.3	28943800	1444000	11579800	11579800	0	0

第 6 8 期

管 理 報 告 書

自昭和 4 1 年 1 月 1 日

至昭和 4 2 年 9 月 3 0 日

共同石灰工業株式会社

営 業 報 告 書

昭和41年10月1日

昭和42年9月30日

概 況

当期のわが国の経済は、昨年来の景気回復基調を受け順いで順調に拡大を続け、民間設備投資も鉄鋼、自動車、石油化学、機械等、製造業中心に旺盛でありました。従って個人消費の支出も堅実な伸びを示し、好況に推移しました。

しかし、国際収支は年初より徐々に悪化の度を繰り出し、そのため当期末には公定歩合の引上げ等一連の景気抑制策が実施されるに及びました。

このような情勢下にあつて石炭鉱業は依然として不況にあえぎ、1000 億円の債務肩代り措置にもかかわらず労働力の不足、自然条件の悪化等々、計画出炭はおろか対策費要1000万トン出炭達成もむつかしく、重大危機に直面するに至つたのであります。

当社の日青炭坑においては労働力確保に懸命の努力をいたしましたが、残念ながら漸減傾向にあり、加えて採掘率の低下で目標出炭達成に至らず、168666 名の成績に終わりました。

鳥籠畑田坑は昭和41年11月5日をもつて採掘を中止し、11月15日付をもつて石炭鉱山整理促進交付金の交付申請をいたし、翌昭和42年2月24日付をもつて交付金の決定通知を受けまして、鳥籠炭坑40年の歴史を閉じたのであります。

当期中の出炭は3223 崙でありました。

以上のごとき出炭での重蔵コストは資金アップ、採掘額の補上り等で昇額を来し大きく採算を悪く結果と相成りました。

また、石炭対策による復興財団対象会社にも賦与せず、石炭安定
補助金、その他一連の補助金等の交付も時間的なずれにより繰越改
正に寄与するには至りませんでした。

販売面では出炭不足が影響し、前年同期比82%の172,346 t
（自産炭）で供給不足に陥りました。

つぎに宇和礦業所における原料の生産については全購進、経済連よ
りの受託もあつて選次設備の改善・増設を行ない、増産体制をとり
ましたが、割の中途において施設増設の指導変化と未曾有の旱害で
施設不可能という懸念な事態が生じ発動き低調となり、前年同期比
95%の76,150 tの稼働に終わりましたが、収益面では19979 tの
利益を計上することができました。

しかし、本体振興の不届から営業収支は4,102,462円の損失と
なり、営業外収益を差引くも、なお19,268,338円の損失金計上の
やむなきに至りました。

今後、石炭対策実施と相俟つてより一層の合理化を計り、安定し
た石炭企業に万全を期する所存でありますので、何分のご支援、ご
鞭撻を賜ります様お願い申しあげる次第であります。

生産

石炭	備 考	87,104 t
日吉鉱業所	有精炭	81,104 t
	無精炭	3 t
島嶼鉱業所	有精炭	3,000 t
	無精炭	1,226 t
計		17,889 t

肥料

宇和ドロマイト	肥料	20537 t (1,026,870 袋)
礦業所	フスマ肥料	899 t

石炭関係

期 月	出 炭 (t)	経路平均人員 (人)	能 率 (t)
41年10月	17014	527	3228
11月	19442	333	4336
12月	13821	336	4113
42年1月	11812	333	3547
2月	13463	338	4043
3月	13833	321	4328
4月	14127	316	4470
5月	15904	313	5098
6月	15778	313	5040
7月	14004	313	4474
8月	12071	313	3856
9月	13800	303	4524
計	171,889	4053	4241

期末従業員数

区 分	本 社	日 吉 鉱業所	島 嶼 鉱業所	計	宇 和 礦業所	合 計
雇 員	13	90	3	106	5	111
鉱員在籍		303		303	33	333
・臨時		301	12	313	7	320
その他	5			5		5
計	18	693	15	726	45	771

販 売

商品販売上数量

石炭 備石 87,226 無煙炭 1441 有煙炭 87897 買付炭 97644 合計 274208

ノーマイト 肥料 15230 (76130/袋) プラスα-炭石 899 合計 16129

月別	備石	島根県	日吉炭	買付炭	計	ノーマイト 肥料	合 計
41年	数量	4070	13486	7802	25348	2364	27722
10月	金額	10377	42853	18289	78519	6348	84867
11月	数量	1560	14120	7745	23425	1696	25121
12月	金額	4702	36910	19692	76304	4427	80731
12月	数量	503	19022	8642	23567	925	24492
12月	金額	1238	51429	21786	74032	3741	77798
42年	数量	1193	11439	7443	20685	3289	24974
1月	金額	4467	43324	19023	63816	8407	74223
2月	数量	1588	12133	6947	20683	2503	23186
2月	金額	4308	41916	17913	64134	6938	71067
3月	数量	200	14234	8422	22856	824	23680
3月	金額	180	51598	20675	72450	2493	74943
4月	数量	13263	8545	21810	211	22021	
4月	金額	48989	20792	62781	532	70313	
5月	数量	13912	8100	22012	1191	23158	
5月	金額	51613	12453	71068	3631	74699	
6月	数量	13446	9133	21001	428	23429	
6月	金額	56920	22469	79389	1135	80524	
7月	数量	13474	7624	23098	123	23621	
7月	金額	59124	18476	73604	1376	78980	
8月	数量	14347	8116	22443	1000	24163	
8月	金額	56117	20891	7690	4262	81070	
9月	数量	14660	8203	22863	823	23688	
9月	金額	32836	12892	7271	2377	75091	
計	数量	8511	167033	97644	274208	16129	290337
計	金額	25269	615020	238833	729144	44566	923710
山形炭	数量	(4)	982	982		982	
山形炭	金額	20	2281	2271		2271	
合計	数量	8511	168033	97644	275190	16129	291319
合計	金額	25289	617271	238833	731515	44566	925981

(注) 数量は単位t 金額単位円 島根炭の内 総炭 30.0% 24万円を含む

庶 務

A 株 主 総 会

1. 第 67 期定時株主総会

昭和 41 年 11 月 24 日 北九州市お校区本町において開催

第 1 号議案 第 67 期(自昭和 41 年 4 月 1 日、至昭和 41 年 9 月 30 日)

5 項報告書、貸借対照表、損益計算書および損失
金処分案承認の件については、原案どおり可決し
た。

第 2 号議案 定款一部変更の件は下記原案どおり可決した。

イ、第 10 条中「定時株主総会は毎年 2 月および
11 月これを招集し……」とあるを「定時株主総
会は毎年 11 月これを招集し……」と変更する。ロ、第 18 条中「(ハ) 取締役の任期は就任後第 4 回の
……」とあるを「(ハ) 取締役の任期は就任後第
2 回の……」と、「(ロ) 監査役の任期は就任後第
2 回の……」とあるを「(ロ) 監査役の任期は就任
後第 1 回の……」と変更する。

ハ、第 22 条を下記のとおり変更する。

当会社の営業年度は 1 か年を 1 期とし、9 月末日
を決算期とする。第 3 号議案 取締役全員辞任につき改選を請つたところ下記の
とおり再選、被選者はいずれも即時就任を承諾し
た。

取締役 入 交 太 郎

取締役 入 交 太 兵 衛
 “ 久 保 田 清 喜
 “ 入 交 太 一
 “ 吉 川 茂 明
 “ 井 上 虎 吉

第4号調査 監査役江崎榮昇任につき改選を請ったところ下記のと
 おり再選され、就選者は即時就任を承認した。

監査役 江 崎 栄

登 記 事 項

41年12月2日 登記事項(支店登記 東京12月15日

大阪11月13日)

昭和41年11月24日 代表取締役および取締役ならび監

査役全員辞任登記

代 “ “ “ 就任登記

取締役 入 交 太 兵 衛
 “ 入 交 太 兵 衛
 “ 久 保 田 清 喜
 “ 入 交 太 一
 “ 吉 川 茂 明
 “ 井 上 虎 吉

代表取締役 入 交 太 兵 衛

“ 入 交 太 兵 衛

監査役 江 崎 栄

42年6月3日 登記事項(支店登記 東京6月19日

大阪6月16日)

昭和42年6月1日住居表示の実施による本店所在地変更登記

本店 北九州市姶良区本町1丁目9番10号

42年9月8日 登記事項(支店登記 東京9月22日

大阪9月14日)

昭和42年9月1日住居表示の実施による代表取締役

入交太兵衛住所変更登記

住所 高知市小津町11番4号

貸借対照表

昭和42年9月30日現在

第68期

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,122,637	流動負債	73,251,735.3
預金	3,622,102.18	短期借入金	40,140,000.0
債権	2,810,281	支払手形	1,644,029.7
短期貸付金	10,000,000.0	預り金	2,348,434.4
受取手形	4,085,067.5	未払金	2,340,245.72
売掛金	7,127,460.0	買掛金	4,207,833.9
未収入金	1,340,142.50	仮受金	1,272,334.1
有価証券	20,970,312	繰上り金	1,100,000.0
有価証券	1,339,884.4	固定負債	27,268,892
商品在庫	1,945,333.4	長期借入金	27,268,892
貯蔵品	2,091,423	引当金	8,314,423
配当金	9,042,610	退職給付引当金	8,314,423
前払金	9,042,610		
法人保証金	61,838,120		
債権	1,400,000	負債合計	76,804,066.8
仮払金	27,231,839		
短期貸付金	24,409,937		
前払費用	2,377,713	資本の部	
固定資産	7,232,843.7	資本金	8,000,000.0
(有形固定資産)	(5,046,434.3)	法定準備金	6,187,718.6
一般用資産	4,378,839	利益準備金	1,670,000.0
事業用資産	3,032,785	再評価準備金	7,777,84
建物	1,463,339	剰余金	4,432,321.6
構築物	4,108,435	別途積立金	2,300,000.0
機械装置	1,532,622	前期繰越損失	2,341,444.6
運輸運搬具	3,144,227	当期損失	1,124,638
工具器具備品	27,123.8		
施設仮受金	2,172.9		
(無形固定資産)	(2,132,037.9)	資本合計	19,020,000.2
事業用	1,800,107		
管理用	3,718,067		
(総計)	(1,873,000)		
出資金	1,873,000		
合計	28,122,637.0	負債及び資本合計	95,824,127.0

損益計算書

第48期

自昭和41年10月1日
至昭和42年9月30日

科 目	金 額	合 計 額
営業収入		93,925,593
販売収入	92,198,079	
諸食工事費収入	1,330,184	
営業費用		98,478,843
販売原価	93,684,687	
諸食工事費原価	1,523,146	
本社費及販売経費	346,901	
営業損失		△4,550,262
営業外収入		8,367,011
受取利息	2,111,923	
配当金	73,763	
土地建物賃貸料	53,213	
有価証券売却益	1,272,633	
雑収入	36,931	
営業外費用		49,423,466
支払利息及割引料	36,833,792	
有価証券売却及処分損	1,790,750	
雑支出	1,124,804	
営業外利益		34,246,769
経常損失		△11,256,993
特別利益		178,984,840
鳥飼山越山形町民会交付金	10,587,000	
資産売却益	73,108,840	
特別損失		18,683,393
株山郵政郵便及諸費	2,689,871	
株山郵便費用	2,884,943	
鳥飼山越山形町民会郵便費	1,088,700	
資産売却及処分損	2,121,001	
特別損失		△78,711,453
当期損益		△1,912,682

損失処理計算書

前期繰越損失金 23,154,894 円

当期損失金 1,912,682 円

当期未処理損失金 25,067,576 円

これを次の通り処分する

次期繰越損失金 25,067,576 円

以上のとおり相違ありません。

昭和42年11月2日

共同石油鉱業株式会社

取締役会長 入 交 太 郎

取締役社長 入 交 太 兵 衛

専務取締役 久 保 田 清 喜

常務取締役 入 交 太 一

取 締 役 吉 川 漢 明

取 締 役 井 上 虎 吉

前各項の調査を遂げその適法正確たることを認めます。

昭和42年11月15日

監 査 役 江 崎 榮

(89)



碧山町大字平、社田園各社会制率表

昭和23年3月現在

区域	F田144 /		F田144 2		山畑 3		社 4		山 5		山道、八木ヶ道 6		計	
	被寄量	比率	被寄量	比率	被寄量	比率	被寄量	比率	被寄量	比率	被寄量	比率	被寄量	比率
元三井山野	92	17.2	743	33.4	3017	34.7	891	51.2	2081	32.6	17978	39.2	24822	60.7
第一産生					33	0.6	27	1.6	1	0			61	0.1
社	83	15.5	715	31.4	1,613	30.3	452	26.0	1,773	32.9	11,447	25.0	14,088	36.3
古河下山田	12	2.2			30	0.9							42	0.1
共同日吉	2	0.4	138	6.9	531	10.4	344	21.0	1,343	23.0	2,239	13.0	10,481	17.3
元日鏡嶺園	364	44.7	444	28.3	36	1.1	4	0.2	184	3.3	2,125	17.8	9,862	15.3
計	333	100	2,283	100	3,322	100	1,740	100	3,386	100	43,808	100	100,610	100

稻葉町大學采让地区
打切補償関係図

5. $\frac{1}{1200}$

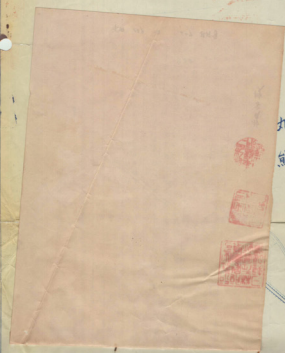
(88)



稻築町辻田面図

縮尺 千二百分の一

打切補償関係図



九
蔵

後
坂

五
反
田

山
道

八
天
ヶ
浦

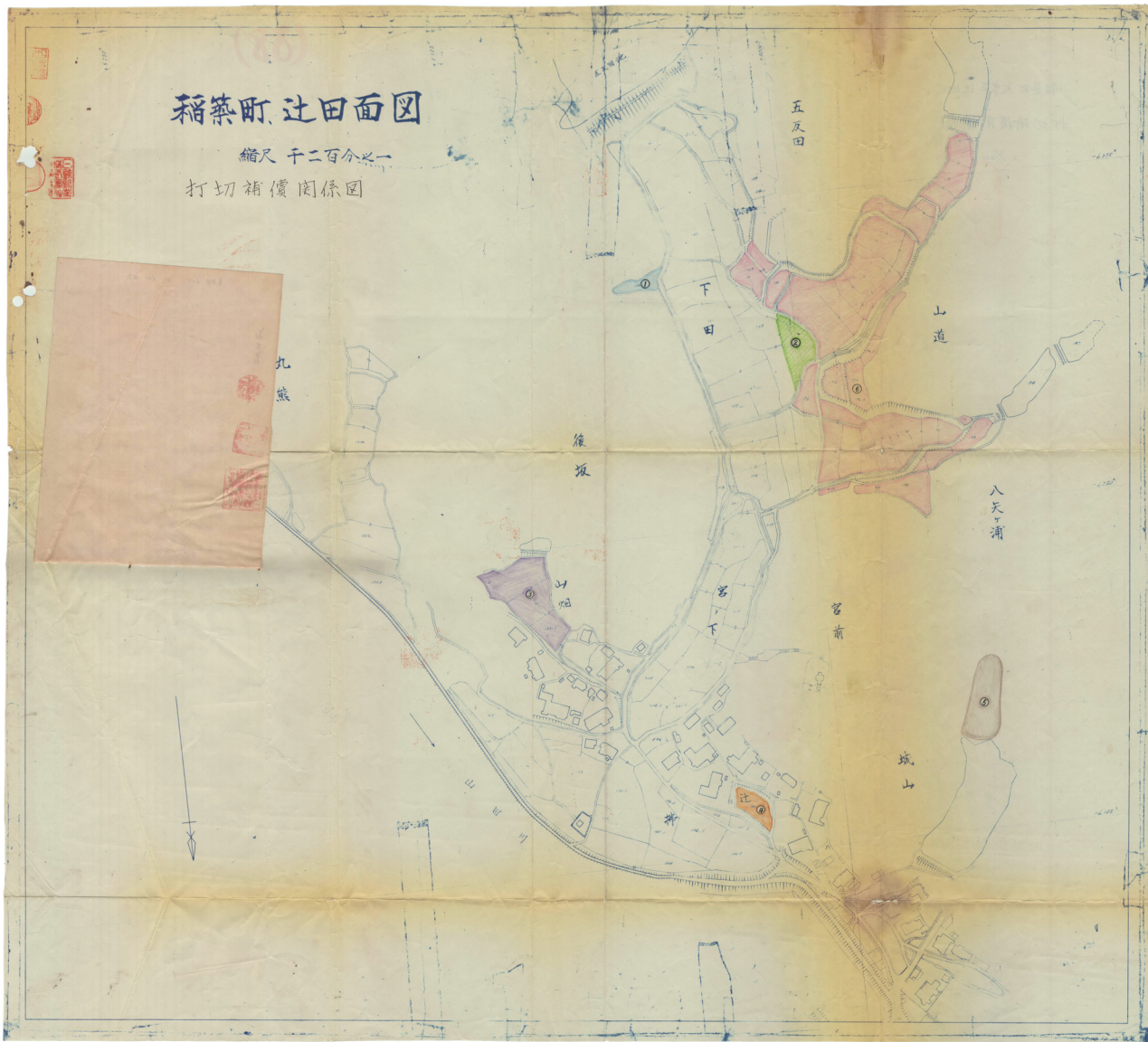
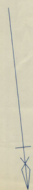
宮
前

塚
山

山
崎

宮
下

辻
田



(本稿控)

(99)

古河鉱業株式会社

下山田鉱業所 所長 小林 一雄殿

昭和43年3月16日

古河鉱業株式会社

日吉坑事務所 吉川 次明



日吉二坑区域の貴所古洞についての申入書

謹啓

日増しに最近と見られる折々御社には、益々御座島の段にから御書が申上ります。当所も厳しい石灰産業の経営下に置かれた状況と区域に於て鋭意努力を払っている現状であります。

昭和40年より当所日吉二坑は日吉断崖南部区域の採掘終了に伴い、新設得部の新区域に採掘を移行すべく得部開采を実施し、新得部より右部へ急峻掘進を急進中、土間入沢右に於て(鑑定線手前約15m)昭和42年10月30日予期せざる採掘古洞に遭遇し驚愕した次第であります。

当区域は開采計画立案時に右部は貴所と銘記を同一にするので、該区域の採掘計画及び採掘上、保安上事前に古洞状況に調査する必要があり又変更施策等を提出する上での重要なので、貴所の古洞の御叙述を事前に(昭和41年3月)御願いたし経緯があります。その時提示された図面には、当区域の近接には問題となる古洞は存在せず、従って(左側)図面に意見施策案の認可(昭和41年9月2日)と受け附けられた事も当時の飯坂保安監督室 室長寺副長と主査と等々採掘保安検査と昭和41年11月7日より行はれました。その所日吉二坑は得部古洞を開採し、採掘筆記簿の古洞の録りも指図され、当方と採掘上割合の悪い古洞と有暗にはいろいろに判断され、平旦に貴所に処て御調査する様は指示され、当所としては全く面目なく貴所の御叙述の利益に妥協したのであります。

従って昭和42年11月14日貴所に事情と説明し、当所の今後の採掘上に極めて重大な問題でありますので、真実の現場実測図及び測量結果表の御叙述を求めましたところ、編纂ミス、下ノ沢区域入沢海岸入沢の分石にわたり銘記整定の新たな採掘古洞が利用し、更に加えて保安上極めて重大な水浸古洞の確認された次第であり、此の事実に対しては、真に残念であります。貴所の結果差便を疑はざ

るを得せず、今にして考えますと当該区域の侵掘をかくす意図的な判断からとした思考せざるを得ません。

かゝる事情の下に日吉二坑採掘は大巾に採掘対象区域が過剰しかし出水防災による採掘上の制約が加わりの採掘計画の根本的な変更と念慮をこころ、日吉二坑の採掘は過剰は大巾に低下し日吉坑事務所全体採掘に達極めて重大影響を与へたのであります。

其の後前記の採掘上の極めて重大な問題を抱きかえながら、大平炭鉱の貴所のことでありますので今後絶対に間違ひは無いと信じて、又当所としても自動的にその調整策を押し進め、近接に問題の起ることは絶対に無いと確信し採掘を継続してまいりましたところ、貴所採掘古洞に遭遇という不祥事件により日吉二坑採掘の大挫折を招き日吉全体採掘にとつて極めて重大な問題となりましたのであります。従ってこの旨直ちに昭和42年11月8日貴所に伝へ採掘内訳測量結果を提出し、本件について検討調査され御合の御回答を御願ひ致しました。その後の経緯としては御承知のとおり、当所より早急に立会測量等による古洞位置の確認、現場状況の調査確認を要請し、12月1日貴所測量係長が入掘現場状況の確認が行はれ、貴所より大方の侵掘予想範圍の提示がありました。たが本問題と如何に処理するか等々具体的な問題と就いては未だ全然解決しられず甚な遺憾に思ふ次第であります。

其の後当所、社さまに調査確認致し、このころ右二坑区域(二ノ沢区域)に於て同一古洞と確認し、採掘古洞右二坑区域は右部集の極めに隣着を過剰と確認し、採掘を中止しています。更に得部区域は赤木ボーリング等による完全確認が到いていませんが総合的に判断し可成りな侵掘区域が予想される状態にあります。

かかる状況の下に於ける日吉二坑の採掘は侵掘古洞の拡大により採掘は極度に減少し、採掘は、出炭量、月産計画、4,000トン/月42/10、12月3,000トン、1月2,500トン、2月2,000トン、3月1,500トンが示す様に現在坑内條件の悪化(水浸の極)に、保安上並、労働者の不安の増大により生産、労務、労務経営の各面を極めて重大な事態に立上っています。

本件に就きまして 当所としては、

- ①、大寺の名門。台湾建築が中心で中小旅館の区域に偏振し、然るも區域が閉鎖的なためには青年団に対する道義に及らずといふ所だ。修養上許さない問題と考へます。
 - ②、保安監督局の指摘により市庁に水浸及び排水設備が確認され事故に陥りかねたか所の指摘があるが先の資料句からいって西側にしろと考えれば通入しない方がよいため、保安上、道義上極度の重大な損害にあたはずであります。更に近接する町の新築を増加しより排渇計画の根本的変更を余儀なくせられ、二流の構築体僅は勾配、日古全体排渇に至延びて甚大な影響を生ずました。
 - ③、日古=流の右岸への河川遷移は年々にして又スミエ出草等の悪化が著しく、市民に影響を受ける方々の多量のため、災害発生を恐らくすど、極度に重大な問題であり、それだけ計らうべき事を以て問題であると施設主任は断言するのであります。
 - ④、本件に関連する保安上の問題は、労働者に対しての影響範囲が大であり、保守上の不安定感、強迫傾向や不意時の増失、これを排除すべき必要と正統者が多く入り又は減少して低下している現状であります。
 - ⑤、当時の範疇組合とその合併による重大損失を示唆し、保安上かつ又組合員の不安感解消の爲にも侵蝕区域内早急な増設とし、右方面京田、水仙館、湯水等と資料の上記対象者に申入れられた様に主張を中へんと受けてこれ対策、万慮しても済まない状況にあります。
 - ⑥、貴方の侵蝕区域が不明確であることは当然として根拠ある保護方針が立ち立っている。更なる総合的判断より浮城巨域は相手を侵蝕が予想される。更に排水基準下：係数が殆ろ予想の場合、保安上重大な問題のあるので結局に保安上の安全対策と相違したければなりません。かように見てこの場合は侵蝕区域の拡大に伴ひ地内条件の変化はその施設の他に構架上並に保安上全面的に計画上再検討が必要とする得ない、越境に進んでおります。
- 以上よりご所属の中興建設にては予期せずその資料上の侵蝕による操業区域の狭小と相伴つて今後の操業上極めて重大な問題となっています。
- ⑦、日古=流は南側排渇の主力河口で従来は極めて有利な境内條件の下に日古兼管全修繕前非常に不利に大きな役割を果たしていたが昭和四十二年以前止排渇の赤土など原因があり、また

完全に計算性を喪失しており、本件は等により「日吉＝坑操業の問題」のみに上ります。日吉全停操業と極めて重大な問題を提起しており、また、

上定の如く木材は優越ということだけでも問題であるが、当所にとっては世界を優越するという問題だけでなく、当所全体の存続に直結する問題として取りあげ、総合的な提議を準備し要求せざるを得ないと考えます。現実の厳しい石炭産業の下における中小炭坑の安否を判断しに拠るには、当方の中入りの安否性は充分に御理解願いたいというものと、思ふ致します。

以上御賢察の上誠意ある何れの御回答を賜りたく、ここに書
面を以て正式に申入れ致します。

啓

尚参考の題に申込べますと

管内の別荘地を巡る地味な時勢は、同管内の合理的な開発と目的として断らず、境
 としに特約と協議し、必要に応じて、区域から、区域を離れ、1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、15区、16区、17区、18区、19区、20区、21区、22区、23区、24区、25区、26区、27区、28区、29区、30区、31区、32区、33区、34区、35区、36区、37区、38区、39区、40区、41区、42区、43区、44区、45区、46区、47区、48区、49区、50区、51区、52区、53区、54区、55区、56区、57区、58区、59区、60区、61区、62区、63区、64区、65区、66区、67区、68区、69区、70区、71区、72区、73区、74区、75区、76区、77区、78区、79区、80区、81区、82区、83区、84区、85区、86区、87区、88区、89区、90区、91区、92区、93区、94区、95区、96区、97区、98区、99区、100区、101区、102区、103区、104区、105区、106区、107区、108区、109区、110区、111区、112区、113区、114区、115区、116区、117区、118区、119区、120区、121区、122区、123区、124区、125区、126区、127区、128区、129区、130区、131区、132区、133区、134区、135区、136区、137区、138区、139区、140区、141区、142区、143区、144区、145区、146区、147区、148区、149区、150区、151区、152区、153区、154区、155区、156区、157区、158区、159区、160区、161区、162区、163区、164区、165区、166区、167区、168区、169区、170区、171区、172区、173区、174区、175区、176区、177区、178区、179区、180区、181区、182区、183区、184区、185区、186区、187区、188区、189区、190区、191区、192区、193区、194区、195区、196区、197区、198区、199区、200区、201区、202区、203区、204区、205区、206区、207区、208区、209区、210区、211区、212区、213区、214区、215区、216区、217区、218区、219区、220区、221区、222区、223区、224区、225区、226区、227区、228区、229区、230区、231区、232区、233区、234区、235区、236区、237区、238区、239区、240区、241区、242区、243区、244区、245区、246区、247区、248区、249区、250区、251区、252区、253区、254区、255区、256区、257区、258区、259区、260区、261区、262区、263区、264区、265区、266区、267区、268区、269区、270区、271区、272区、273区、274区、275区、276区、277区、278区、279区、280区、281区、282区、283区、284区、285区、286区、287区、288区、289区、290区、291区、292区、293区、294区、295区、296区、297区、298区、299区、300区、301区、302区、303区、304区、305区、306区、307区、308区、309区、310区、311区、312区、313区、314区、315区、316区、317区、318区、319区、320区、321区、322区、323区、324区、325区、326区、327区、328区、329区、330区、331区、332区、333区、334区、335区、336区、337区、338区、339区、340区、341区、342区、343区、344区、345区、346区、347区、348区、349区、350区、351区、352区、353区、354区、355区、356区、357区、358区、359区、360区、361区、362区、363区、364区、365区、366区、367区、368区、369区、370区、371区、372区、373区、374区、375区、376区、377区、378区、379区、380区、381区、382区、383区、384区、385区、386区、387区、388区、389区、390区、391区、392区、393区、394区、395区、396区、397区、398区、399区、400区、401区、402区、403区、404区、405区、406区、407区、408区、409区、410区、411区、412区、413区、414区、415区、416区、417区、418区、419区、420区、421区、422区、423区、424区、425区、426区、427区、428区、429区、430区、431区、432区、433区、434区、435区、436区、437区、438区、439区、440区、441区、442区、443区、444区、445区、446区、447区、448区、449区、450区、451区、452区、453区、454区、455区、456区、457区、458区、459区、460区、461区、462区、463区、464区、465区、466区、467区、468区、469区、470区、471区、472区、473区、474区、475区、476区、477区、478区、479区、480区、481区、482区、483区、484区、485区、486区、487区、488区、489区、490区、491区、492区、493区、494区、495区、496区、497区、498区、499区、500区、501区、502区、503区、504区、505区、506区、507区、508区、509区、510区、511区、512区、513区、514区、515区、516区、517区、518区、519区、520区、521区、522区、523区、524区、525区、526区、527区、528区、529区、530区、531区、532区、533区、534区、535区、536区、537区、538区、539区、540区、541区、542区、543区、544区、545区、546区、547区、548区、549区、550区、551区、552区、553区、554区、555区、556区、557区、558区、559区、560区、561区、562区、563区、564区、565区、566区、567区、568区、569区、570区、571区、572区、573区、574区、575区、576区、577区、578区、579区、580区、581区、582区、583区、584区、585区、586区、587区、588区、589区、590区、591区、592区、593区、594区、595区、596区、597区、598区、599区、600区、601区、602区、603区、604区、605区、606区、607区、608区、609区、610区、611区、612区、613区、614区、615区、616区、617区、618区、619区、620区、621区、622区、623区、624区、625区、626区、627区、628区、629区、630区、631区、632区、633区、634区、635区、636区、637区、638区、639区、640区、641区、642区、643区、644区、645区、646区、647区、648区、649区、650区、651区、652区、653区、654区、655区、656区、657区、658区、659区、660区、661区、662区、663区、664区、665区、666区、667区、668区、669区、670区、671区、672区、673区、674区、675区、676区、677区、678区、679区、680区、681区、682区、683区、684区、685区、686区、687区、688区、689区、690区、691区、692区、693区、694区、695区、696区、697区、698区、699区、700区、701区、702区、703区、704区、705区、706区、707区、708区、709区、710区、711区、712区、713区、714区、715区、716区、717区、718区、719区、720区、721区、722区、723区、724区、725区、726区、727区、728区、729区、730区、731区、732区、733区、734区、735区、736区、737区、738区、739区、740区、741区、742区、743区、744区、745区、746区、747区、748区、749区、750区、751区、752区、753区、754区、755区、756区、757区、758区、759区、760区、761区、762区、763区、764区、765区、766区、767区、768区、769区、770区、771区、772区、773区、774区、775区、776区、777区、778区、779区、780区、781区、782区、783区、784区、785区、786区、787区、788区、789区、790区、791区、792区、793区、794区、795区、796区、797区、798区、799区、800区、801区、802区、803区、804区、805区、806区、807区、808区、809区、810区、811区、812区、813区、814区、815区、816区、817区、818区、819区、820区、821区、822区、823区、824区、825区、826区、827区、828区、829区、83

此の關係が、区域の優越であるだけに尚一遺憾に思うものであります。

・ 今作に就きまじとは福岡通商産業局、石炭課、炭業課（炭礦石炭事業所を
含む）及び福岡鉱山保安監督局も承知されております。

水竹の就まりを、確認直ちに貴方に申入る所、行、翌月14日一、
傍証と認められた、何の異議も無く、実地にも、又問得方にも、度々
厳重なる提議提出の助言を、受けたが、貴方同僚の情實を、貴人に
貴所の立場を考慮し、本人、何れの回答を、迄と、今迄、延滞し、たもので
あり、その、各款に、各款に、延滞する、影響を、判断し、止む、に、難に、抗議に、
申入る、に、以て、貴所の、何の回答を、應じ、に、貴所に、説明、申入る、に、

